

中華人民共和國
青島輸出加工區開發計畫
事前調查報告書

1988年 5 月

國際協力事業団

工 計 鉦

88-90

中華人民共和國
青島輸出加工区開發計畫
事前調查報告書

JICA LIBRARY



1066355[7]

17815

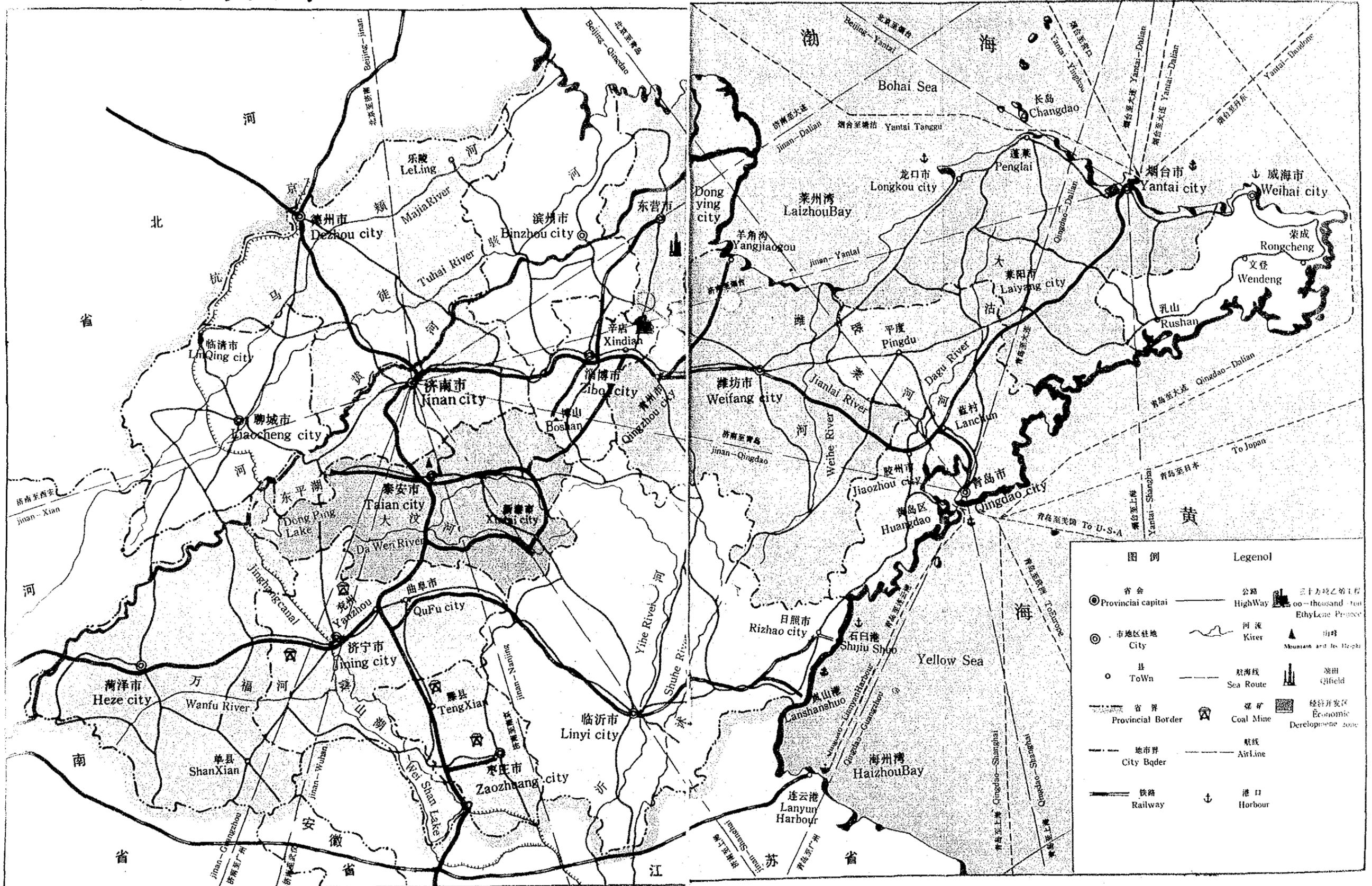
1988年5月

國際協力事業団

山东省简图

THE SKETCH

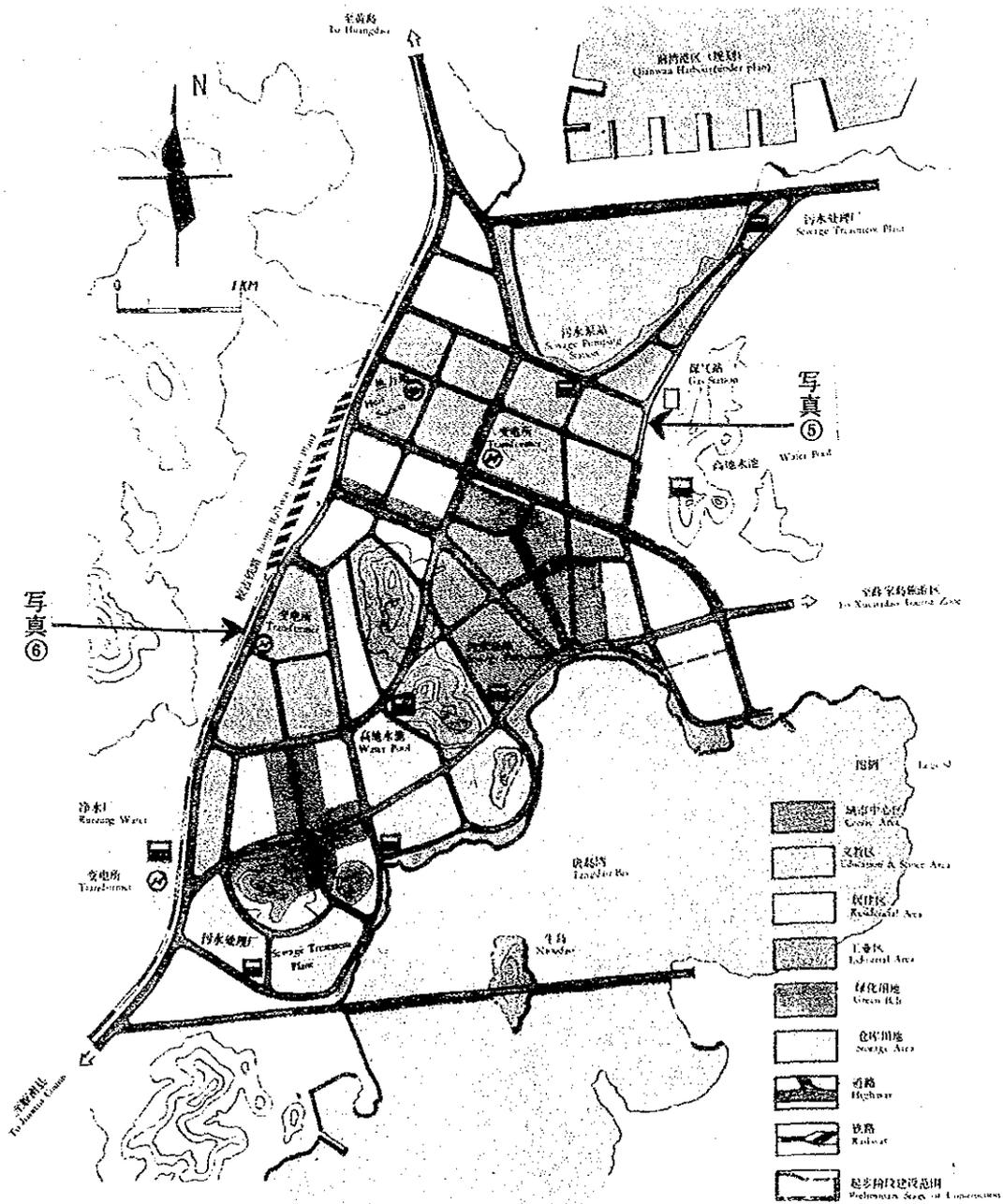
MAP OF SHANDONG PROVINCE

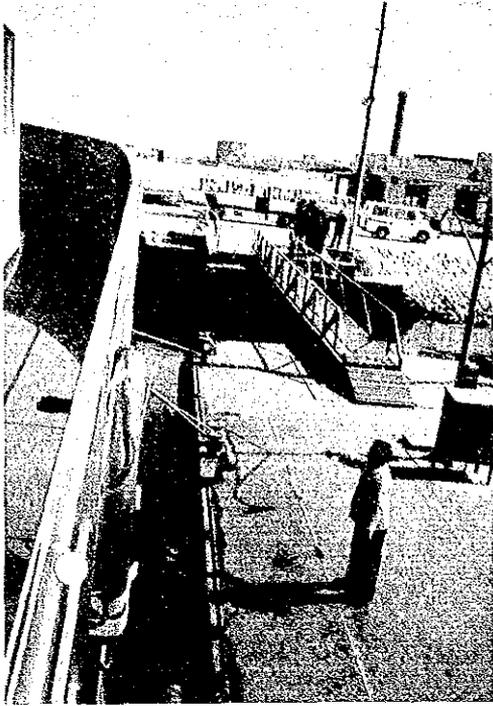


图例		Legend	
⊙ Provincial capital	公路 Highway	三十万吨乙烯工程 Ethylene Process	⚙️ 工厂 Factory
⊙ City	河流 River	⚙️ Ethylene Process	⚙️ Economic Development Zone
○ Town	航海线 Sea Route	⚙️ Economic Development Zone	⚙️ Economic Development Zone
--- Provincial Border	煤矿 Coal Mine	⚙️ Economic Development Zone	⚙️ Economic Development Zone
--- City Bqder	航线 Airline	⚙️ Economic Development Zone	⚙️ Economic Development Zone
— Railway	港口 Harbour	⚙️ Economic Development Zone	⚙️ Economic Development Zone

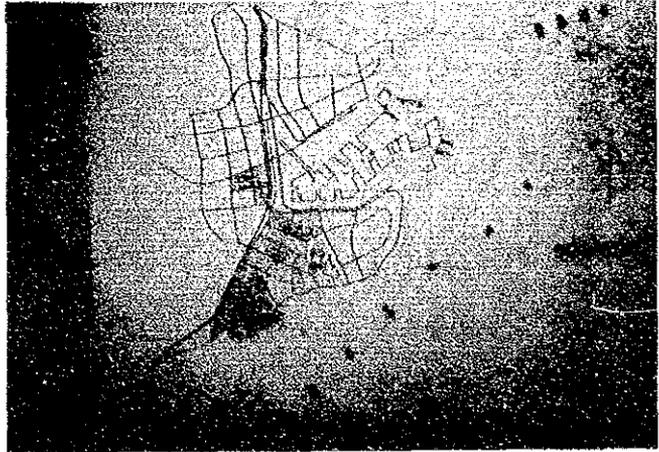
青岛经济技术开发区总体规划图

Sketch Map for the General Planning of EDZ





写真① フェリー船着き場



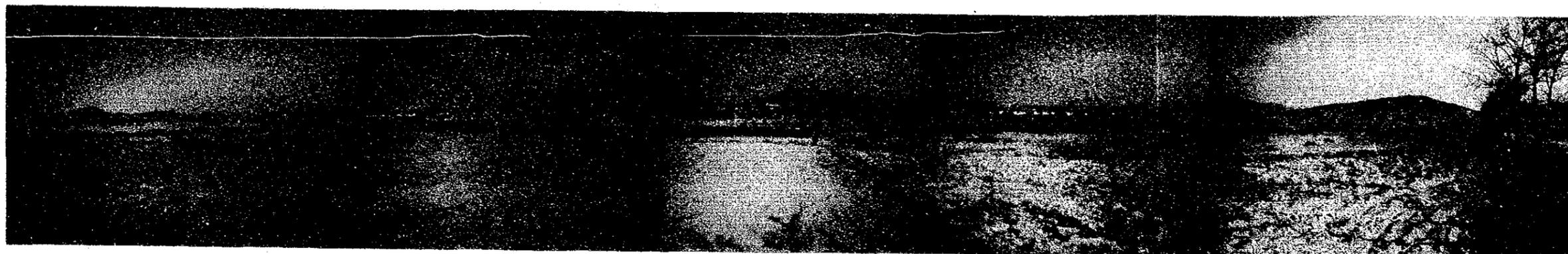
写真② 輸出加工区候補地（3ヶ所のオレンジの部分）
※埋立地等将来の予想図であり、現状とは不一致。



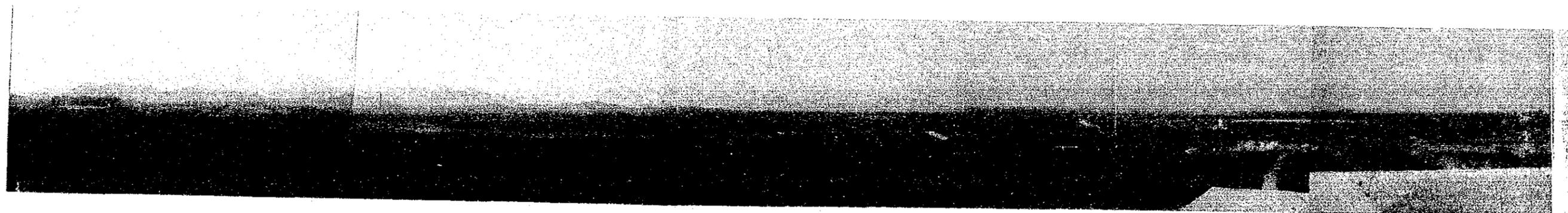
写真③ 実施細則の協議



写真④ 実施細則署名



写真⑤ 南部風景



写真⑥ 北部風景

目 次

I. 事前調査の概要	1
1. 事前調査団派遣の経緯	1
2. 事前調査団派遣の目的	1
3. 調査団の構成	2
4. 調査日程	3
5. 主要面談者	4
II. 協議の内容	7
1. 要 旨	8
2. 主要協議事項	9
3. 関連情報の収集と調査結果	12
4. 現地視察	17
III. 中華人民共和国の工業団地開発行政	21
1. 工業発展政策	23
2. 経済特別区および経済技術開発区指定の背景および沿革	25
3. 青島輸出加工区開発プロジェクトの推進体制	27
4. 関連インフラストラクチャー等の整備計画	29
5. 投資優遇措置	32
IV. 工業立地	35
1. 中国における今後の輸出振興政策	37
2. 企業誘致の体系	44
3. 戦略的アンケート・インタビュー調査	48
4. 優遇措置について	51
V. 輸出加工区の運営・管理	53
1. 運営・管理の実態	55
2. 運営・管理に係る調査の範囲・内容	56

Ⅵ. 本格調査実施上の留意点	59
----------------------	----

参 考 資 料

1. 关于建設青島出口加工区調査申請書	65
2. 対 処 方 針	67
3. 質 問 項 目 (1) 事前送付分	69
4. 質 問 項 目 (2)	75
5. 実 施 細 則 (和文, 中文)	78
6. 口 上 書 (日本, 中国双方)	92
7. 団長あいさつ (1)	95
8. 団長あいさつ (2)	96
9. 关于建設青島出口基地的設想(付全文仮訳)	97
10. 沿海地域の經濟発展戰略問題について	116
11. 鼓励外商投資政策文件汇编(付一部仮訳)	124
12. 山東省經濟技術開發区管理条例(付仮訳)	208
13. 青島市人民政府关于貫徹<国务院关于鼓励外商投資的規定> 的实施办法	224
14. 山東省開展对外来料加工装配和補償貿易的試行办法	237
15. 収集資料リスト	250

I. 事前調査の概要

I 事前調査の概要

1. 事前調査団派遣の経緯

中国の国策である近代化を達成していくためには、外貨が必要となり、輸出の拡大による外貨獲得が、対外開放拠点である沿海開放都市の重要任務とされている。このため、沿海開放都市に経済技術開発区を設置し、ここに外資を導入し「製品輸出企業」及び「先進技術企業」を誘致・育成しようとしている。既にいくつかの経済技術開発区では、外国企業の投資を促進するため投資環境の整備が積極的に進められている。

青島市は沿海開放都市の一つで、国際都市としての歴史的伝統を有し、山東省の豊かな資源を背景に、その発展潜在力が高く評価されている。同市は1986年10月に計画単列都市となり、大幅な自主権を与えられて、1984年5月以来経済技術開発区の建設に向って努力している。

これらの状況を背景に、中国政府は、昨年4月の日中技術協力年次協議及び6月の閣僚会議の際、青島における輸出加工基地開発計画に関する調査協力を我が国に要請してきた。

これを受けて事業団は、昨年8月に輸出能力基盤整備プロジェクト選定確認調査団を中国に派遣して、本件要請の背景及び内容の確認を行った。右選定確認調査団との協議の結果を踏まえ、中国側は昨年12月に、当初の調査協力要請書を改めて、新たな要請書をもって我が国に対し調査協力を要請越した(参考資料1)。この要請に基づき事業団は、本計画調査を実施するにあたり必要となる中国側との諸取り決めを協議するため、事前調査団を3月22日から30日まで中国に派遣し、必要な調査・協議を行った後、3月29日本件調査の中国側カウンターパート機関である青島市人民政府との間で実施細則に署名を行った。

2. 事前調査団派遣の目的

- (1) 中国政府からの要請内容及び意向確認
- (2) 関連資料・情報の収集
- (3) 現地調査による輸出加工区建設予定地の現況把握
- (4) 本格調査実施方針及び実施体制にかかる協議
- (5) 実施細則の協議及び締結

3. 調査団の構成

徳重辰之助（団長・総括）	国際協力事業団 鉾工業計画調査部長
佐伯浩治（技術協力行政）	通商産業省 北アジア課
大村哲臣（輸出加工区運営管理） ＜制度＞	通商産業省 立地指導課
小林一（輸出加工区運営管理） ＜設備＞	地域振興整備公団 企画調査部
平公明（工業製品輸出市場）	日本貿易振興会 海外調査部
酒井拓夫（投資環境）	（財）日中経済協会 企画業務部
十郎正義（業務調整）	国際協力事業団 工業調査課
田中久子（中国語通訳）	（財）国際協力サービスセンター

4. 調 査 日 程

3月22日から3月30日まで9日間

3/22：北京着（JL781），JICA事務所訪問，日程等につき打ち合わせ

23：対外経済貿易部，国家科学技術委員会，日本大使館表敬訪問
対外経済貿易部部長助理との会見

24：国务院特区弁公室，国家計画委員会表敬訪問
青島に移動（CA5114）
青島市人民政府関係者との会見

25-26：実施細則協議，及び現地視察

27：北京に移動（火車26次特快）

28：JICA事務所及び日本大使館への報告
対外経済貿易部との実施細則最終協議

29：実施細則署名

30：帰国（UA890）

5. 主要面谈者

对外经济贸易部

沈 觉 人	部长助理
刘 一 民	外资管理局局长
王 永 钧	外资管理局副局长
马 秀 红	外资管理二处副处长
贾 连 保	外资管理二处助理经济师
何 连 涛	地区政策二局一处副处长
牛 儿 茂	地区政策二局一处(通译)

国家科学技术委员会

刘 永 祥	副局长
张 惠 春	处长
金 坚 敏	通译

国家计划委员会

李 永 新	对外贸易局副局长
刘 增 田	对外贸易局副处长

外交部

杨 成 良	副处长
-------	-----

国务院特区办公室

毛 宗 诚	主任
胡 劲 波	处长

中国国际工程咨询公司

柳大琬 中国国际工程咨询公司 主任
刘培先 中国国际工程咨询公司 副主任
谢克铄 中国国际工程咨询公司 处长

青岛市人民政府

郭松年 市长
董尧椿 青岛市人民政府 副市长
许善义 青岛经济技术开发区管理委员会 主任
吴希善 青岛市人民政府 秘书长
项锡洲 青岛市人民政府 副秘书长
曾崇明 青岛市对外经济贸易委员会 主任
贾玉民 青岛市计划委员会 副主任
毕玉岩 青岛市经济委员会 副主任
贾森 青岛市对外经济贸易委员会 副主任
姜震 青岛市城乡建设委员会 副主任
孙志周 青岛市科学技术委员会 副主任
丁义骥 青岛市外事办公室 副主任
杨志禄 青岛市经济技术开发办公室 副主任
李春霆 青岛经济技术开发区管理委员会 副主任
孙炳华 青岛市经济开发公司 副总经理
顾茂臣 青岛市计划委员会 处长
杨福民 青岛市经济技术开发办公室 处长
李伟 青岛市经济开发区研究室 副主任
王宪珍 青岛市对外经济贸易委员会 副处长
刘光诚 青岛市经济开发公司
张逊 青岛市经济开发公司

山东省

郭 振 和 山东省对外经济贸易委员会 处长

在中国日本大使館

畠 中 篤 公使

大 津 幸 男 参事官

押 田 努 書記官

J I C A 事務所

田 口 定 則 所長

木 村 信 雄 次長

神 谷 克 彦 所員

Ⅱ. 協 議 の 内 容

Ⅱ 協 議 の 内 容

1. 要 旨

- (1) 本事前調査団は、北京において3月29日実施細則の署名交換を了した。
- (2) 実施細則協議の中国側代表は青島経済技術開発区管理委員会主任兼青島輸出加工区開発調査協調組組長の許善義氏であるが、彼は外遊の経験をもち、また本年2月まで青島市副市长7名の一人であった。その協議の進めかたは淀みのないものであった。
- (3) 昨年8月に中華人民共和国輸出能力向上基盤整備プロジェクト選定確認調査団(その内容については同調査団の「選定確認調査報告書」を参照のこと)が訪中して以来、青島市政府は各組織から横断的に人材を集めて青島輸出加工区開発調査協調組を組織するなど、本件調査に対する期待を高めている。また中央政府も国家計画委員会付属機関であり中国で最も権威あるエンジニアリング・コンサルタント会社、中国国際工程諮詢公司の本件調査参加を決定するなど、相当力を入れている。(ただし、今回の事前調査団に手交された資料は予想より少かった。)
- (4) 中国対外経済貿易部によれば、沿海開放都市14都市の中で外国と政府ベースの調査協力を行うのは、現在のところ青島市のみである。また、本件調査は製品の製造や施設の建設のように物を対象とした調査というよりも、むしろ制度の仕組みや組織の運営等主として人を対象とした調査である。しかも調査の主たる相手は地方政府である。

異文異種の国、しかも社会体制と発展段階をわが国と大きく異にする中国における調査であって、その上上述の如き特異性を有する本件調査は、かなり困難を伴うと考えられる。

本格調査団員にはよほどの心構えが要求される。

2. 主要協議事項(参考資料5)

- (1) 実施細則の締結当事者を日本側は事業団、中国側は対外経済貿易部または青島市人民政府とする方針をもって事前調査団は中国側と協議した。

当方は、対外経済貿易部代表王永鈞副局長に対し、中国工場近代化計画等中国国家経済委員会が関係している開発計画調査の実施細則では、すべて国家経済委員会が当事者になっていること、および本格調査では青島市以外の都市等の調査が不可欠であり、そのためには対外経済貿易部による手配を要することから、対外経済貿易部が当事者になることが望しいと主張した。

これに対し、同代表は青島が当事者になることで中国側内部を整備済みであり、また本件開発調査は重要な調査であり指導者達にも報告してある程であるから手配については心配不

要と主張した。

よって、事前調査団は、青島市人民政府代表と実施細則の協議を行うこととした。

- (2) 青島市人民政府代表は、中国側の当事者を青島輸出加工区開発調査協調組とするよう主張した。

事前調査団は、同協調組は調査のための臨時的組織にすぎないことおよび国家経済委員会に関する上述の事例を理由に、中国側当事者を青島人民政府にすべしとした。

議論の結果、当方案で結着した。

- (3) 中国側は、事前に送付してあった実施細則当方案の対案「青島輸出加工区開発計画調査実施についての協議書(草案)」を作成しており、協議開始の前日提示してきた。

これは、当方案の前文と全体の構成とを抜本的に改めたものであった。

事前調査団は、当方案の前文と全体の構成とは中国で実施した多数の開発調査に係る実施細則と同様である旨説明し、中国側は当方案を中心に協議することに合意した。

- (4) 中国側は、当方案前文第1段落の「中華人民共和国政府の提案」を削除し、代りに「日本国政府と中華人民共和国政府が協議した意見」と記すよう要求した。

当方がこれに難色を示したところ、中国側は、これらの2句を並記し、後者を前置するべしとした。中国側は、青島輸出加工区開発計画調査には経緯があり、当方案はこれを反映していないというものである。

これに対し当方より、当方案は前例に従っていること、わが国対外援助における要請主義の原則を踏えていること等を種々説明し、中国側要求は受入れ不能とした。

協議の末、中国側が挿入を要求する文言は、「1.協力の内容及び範囲」に挿入することで合意できた。

- (5) 「3.調査期間及び工程」に関し、中国側の要求を受け入れ、本格調査実施期間の短縮努力をうたうこととした。

- (6) 「4.報告書」に関し、中国側は中国語による報告書を求めたが、当方より英文なら可能であるが中国語ではできない事情を説明したところ、日本語によることになった。

また、報告書の部数は、当方案より10部増し、この10部を対外経済貿易部、国家計画委員会、国家科学技術委員会および国務院特区弁公室に送付することとした。

- (7) 「5.中国側がとるべき措置」に、当方の要求により、第14項を新たに設けた。実施細則の中国側当事者が青島市人民政府になったからである。

なお、協議の席上、協議に参加した山東省対外経済貿易委員会 郭振和経済技術開発処処長に対し、当方より口頭で本項に関し協力を依頼し、先方はこれを約した。

青島市人民政府との協議結果報告のため対外経済貿易部 王永鈞副局長を訪問し、同部が協力すべき旨の覚書きを作成したいと当方より提案したが、實際上十分協力するので、

覚書は作成する必要なしとして拒否し、逆に青島市以外での調査は本格調査の完成に不可欠な視察および訪問に限定すべき旨の文言を挿入するよう主張したので、当方はこれに従った。

- (8) 「6.日本側がとるべき措置」に関し、青島市対外経済貿易委員会 賈森副主任より事前調査団団長に対し、本格調査の過程において日本側は中国側調査参加者の日本受入れに協力すべしとの項を設けてほしい旨非公式の要請があった。上述(3)の中国側対案では「その往復渡航費及び日本滞在中のすべての費用を(日本側は)負担する。」と記されていたものである。

同副主任の説明では、中国側調査参加者の訪日は、日本企業誘致活動を目的とし、費用負担は今後協議したいとのことであった。

これに対し団長は、企業誘致活動のための訪日は必ず実施しなければならないし、日本だけでなく、米国、欧州諸国および東南アジア諸国にも企業誘致活動を展開する必要があるが、まさにその活動展開の方法等について本格調査が行われるのであるから、訪日は明年度以降が望ましいと述べた。また訪日費用は全額中国が負担する旨明記されないかぎり、中国側調査参加者の受入れを約束することは事前調査団の権限を超えることになる旨付言した(参考資料2)。

青島人民政府との協議結果を対外経済貿易部 王永鈞副局長に報告した際、同副局長は本件をとりあげ、訪日できないのであれば中国側は資料を提出するだけで本格調査は中日の共同作業にならないし、昨年8月に訪中した選定確認調査団が中国側調査参加者を受け入れると言ったことにも反すると述べた。また同副局長は、訪日の目的をアンケート調査の分析を中日共同で行うこととした。

これに対し団長は、先に賈副主任に説明した内容を再説するとともに、選定確認調査団が受入れのコミットをしたということは初耳であり、日中間に誤解があったのではないかと思う旨述べた。アンケート調査を行うにあたっては、アンケート表及びその添付用パンフレットの設計を日中共同で行い、日本側で集計を機械的に行った後、集計結果を中国で日中共同で分析・解釈する旨説明した。また団長は、日中共同作業の意義に関しては王副局長に完全に同意し、日中間の永い対話と共同作業を想定して、本格調査団の現地調査団の現地調査期間を5か月以上と予定していると述べた。

概略以上の協議を経て、実施細則の成案を得た。

なお、協議その他の場において、次の3点を中国側に強調しておいた。

- ① 青島輸出加工区開発計画調査は、日本政府が対中国技術協力の1988年度案件として実施するものであるが、中国側が実施を急いでいるので、事前調査団を1987年度中に

派遣した。

- ② 本件調査協力は、輸出加工区に対する円借款等日本政府の資金協力をコミットするものではない(参考資料7)。
- ③ 本格調査においては個別企業の誘致活動はしない。

3. 関連情報の収集と調査結果

- (1) 今回中国側より入手した文書資料は9点である(参考資料15)。

事前事業団は前もって団員の質問事項および要求資料を中国側に送付していた(参考資料3)。事前事業団は今回与えられた時間および先方の事情をふまえ、これを整理簡略化した一覧表「青島輸出加工区事前調査団の要求資料及び主要な質問項目」(参考資料4)を現地で作成し、協議の場で先方に手交するとともに、これらは本格調査に必要な資料・調査事項の極く一部であること並びにこれらのうち今回の事前調査団に手交できない資料や回答できない事項は本格調査団訪中までに準備しておくよう述べておいた。

- (2) 次に、当方より調査の内容を実施細則に沿って概略次のとおり説明した。

- ① 実施細則1(1)前段にある『製品輸出企業』と『先進技術企業』は中国国務院の外国人投資の投資奨励に関する規定〔国務院関干鼓励外商投資的規定〕(1986年10月11日公布)第二条に規定するもの〔『産品出口企業』と『先進技術企業』〕をさすが、これらだけに限定すると輸出加工区建設に支障をきたすことも考えられるので、「等」と挿入した。

- ② 実施細則1(1)aの「密接に関連する地域」には、青島市全体、山東省全体、天津市等沿海開放都市(およびその経済技術開発地区)等をふくみうる。

- ③ 実施細則1(1)bは、本格調査の重点が輸出加工区のソフトに置かれることを確認するものである。輸出加工区のハードについては、概念設計までは行いが、詳細設計はしない。

「関連社会基盤」は、輸出加工区外のそれを示す。輸出加工区にしかるべき企業が誘致され生産を本格化した場合に必要な輸送力、エネルギーおよび用水等を予想し、その容量を中国側に示し、中国側に既存計画があればこれと比較し十分であるか否かを検討する。

- ④ 実施細則2(2)②は、天津等の経済技術開発区等との投資環境比較を想定している。青島輸出加工区は中国内の他の地区との激しい競争にさらされていることを常に意識して、その建設・運営を進めなければならない。

- ⑤ 実施細則2(2)④は、青島輸出加工区建設の主題であり、本格調査の出発点であるので後刻議論したい。

- ⑥ 実施細則 2(4)①は、誘致された企業がどのような原材料を利用できるかを知るために必要である。「合資経営企業法実施条例」第 57 条には「原材料購入にあたって、同等の条件の下においては、中国国内で購入するよう努めなければならない。」と規定されている。そして青島市および山東省は天然資源の豊富さにおいて中国有数と聞く。なお、労働力も極めて豊富とみられるので、その有効活用も重視すべきだと思われる。
- ⑦ 実施細則 2(4)②及び③は、誘致された外国企業が中国側当局に対し大きな不満をいだける事例が多い項目である。法律、規則等を明示し、その運用に透明性を確保することが外国資本誘致に不可欠であることを強調したい。
- ⑧ 実施細則 2(5)①は、製品の輸出可能性、生産技術の先端性、労働集約性、中国産原材料の活用可能性、エネルギー・用水等の供給制約、青島市・山東省既存工業との分業可能性および環境保護等多くの視点から有望立地業種を選定するものである。選定に当っては、青島市の希望や計画も十分考慮に入れるが、どんな業種でも有望ということはなく、むしろ有望立地業種は相当限定されるものと予想される。
- ⑨ 実施細則 2(5)②は、文献調査で行う。
- ⑩ 実施細則 2(5)③は、日本企業 1 万弱に対し郵送によるアンケート調査を実施し、集計・分析する。中国企業に対して実施するか否かは、本格調査団が青島市と相談する。
- いずれにせよ、アンケート調査では、アンケート用紙に青島輸出加工区の投資環境をかなり詳細に記したパンフレットを添付しなければならない。その投資環境記述には、本格調査の成果を盛り込む必要がある。盛り込まないと、日本企業の多くはアンケートに回答しないおそれがある。意味のあるアンケート調査を実施するため、青島市は資料の公開・提供等を積極的に行い、本格調査を促進してもらいたい。
- ⑪ 実施細則 2(6)では、誘致企業に対する青島市のサービス〔 服務 〕の現状を調査し、将来計画を検討する。青島市は主人、諸外国からの誘致企業は大切なお客である。
- ⑫ 実施細則 2(7)①では、有望立地企業および有望輸出対象製品の選定結果をふまえ、企業立地のモデル・ケースをいくつか設定して、輸出加工区の土地利用の概念図を作成する。詳細設計はしない。
- (3) 中国側からは、青島輸出加工区建設について概説があった。それは選定確認調査団に対して行われたもの（参考資料 9）とほとんど同一であった。ただ企業誘致について若干の進展があったとのことであり、事前調査団は、本格調査へ書面による詳細データの提出を依頼しておいた。なお本格調査団は青島の概況説明をふくめ事前調査団が受けた説明および資料をすべて読んで来るので、これを前提として本格調査団と協議してほしい旨述べた。
- (4) 次に、本格調査の出発点となる青島輸出加工区の性質等について協議した。
- ① 1987年4月2日付けの日本政府に対する「協力申請書」（選定確認調査報告書別添資

料1)では「基地」という語が用いられているが、同年10月3日の新しい申請書では「区」となっている。当方より確認を求めたところ、今後は「区」を用いるとのことであつた。

② 当方より輸出加工区の性質について質したところ、未だ具体的考えがないとのことであつた。よつて団長の私見として輸出加工区を、

(1) 輸出加工区以外の経済技術開発区地域に対し特段の特色をもたないが、経済技術開発区のモデル地区とする案

(2) 保税加工を行う企業を主として入居させる地区、または保税加工区とする案

(3) 入居する企業に対し、経済技術開発区内の他の地域に入居する企業に対して供与する投資優遇措置よりも、一層有利な措置を講ずる地区とする案

(4) これら(2)、(3)の案を組み合せた案

等が考えられるが、本格調査団来訪までに検討し、同調査団と協議ありたい旨述べておいた。

これに対し、輸出加工区は外国に例があると聞くので、いくつかの例を本格調査から教示ねがいたいと中国側は述べた。

③ 当方より輸出加工区の建設位置について問うたところ、青島経済技術開発区内または開発区内外にまたがる土地に建設する予定であり、流亭空港の付近等開発区から離れた土地は考慮外とのことであつた(後述4参照)。

当方より、既に香港式のビル工場が建てられている地域は避けた方がよからうと示唆した。

(5) 以上のほか、短い協議時間の中で「質問項目」(参考資料4)のうちから、いくつかの質疑を簡単に行うことができた。

① 原材料について質したが(問7)、漠然たる口頭回答を得たにとどまるので、本格調査団は、中国側がどのような中国産の資源・原材料・部品等の利用を期待しているか、その質、その供給量等を調査する必要がある。

② 国家統一分配物資の制度は、中国に三資企業を設立・経営しようとする外国企業にとって、計画経済の特徴を最も強く印象付けて不安を与えるものであり、この現状を解明する必要があるが(資22)、十分な説明を受けえなかつた。中国側の説明によれば、国家統一分配物資の品目はしばしば変更され、品目数も減少傾向にあり現在は13品目程度である。特定物資が統一分配物資に指定されると需要者は国家計画委員会に需要量等を報告し割当てを受けることになるが、その特定物資の全部が統一分配されるのでないから、輸出加工区に誘致された企業に対しては、青島市が設立している三資服務会社が別途調達して供給できるとのことであつた。

本格調査団は、中国側から品目指定の法的根拠、指定文書、最近時の品目名、国家計画委員会との手続き、その文書様式、三資服務会社の機能と組織等につき詳細な資料を入手する必要がある。本件については、国家計画委員会や国家物資総局からも事情を聴取する必要がある。

③ 労働者の雇用方式は輸出加工区に投資する三資企業にとって、良質な労働力を安価に調達する上で、致命的に重要な事項である（質10）。中国側説明によれば、青島市労働服務会社を通じないで、三資企業が直接雇用できるとのことである。本格調査団は、雇用契約の様式、募集のための媒体および青島市当局が要求する諸手続きや費用について詳細に調査する必要がある。また中国側によれば、転職者の採用もできるとのことであるが、これに伴う三資企業の手続きや費用負担についても徹底的な調査を要する。さらに、一般に労働者は中国の他のいかなる職場にも籍をおかず、すなわち派遣されて二重職籍をもつことなく、三資企業にのみ職籍をもつことができるか否かの調査も必要である。

④ 三資企業が各労働者に賃金を直接手交しない場合、特定労働者のために支払ったはずの賃金よりも著しく少額のもしくは著しく多額の金銭が当該労働者に渡り、結果として悪平等と労働の非効率を生じているという事態がしばしばみられ、これが外国投資者の対中国投資を阻害している。したがって、少なくとも、人件費の支払い先は明確にしておく必要がある（質11）。

中国側の説明によれば、労働人事部の外国投資企業の人員採用主権及び従業員の賃金、保険料・福利費に関する規定〔労働人事部関于外商投資企業企業用人自主権和職工工資、保險福利費用的規定（1986年11月26日公布）〕に定める賃金は直接労働者に、退職養老基金、失業保険基金および保険福利費用は労働保険会社に、住宅補助基金は都市建設会社に三資企業が支払う。本格調査団は、これらの支払い方法、額の算定方法、これを定める法規の存否およびその内容について、文書を入手し徹底的に調査する必要がある。これは③に述べた事項とともに労働者の外資もしくは三資企業に対する経済的忠誠心を確保し労働生産性を高めうる可能性を測定するために必須不可欠の調査である。本格調査団はこの経済的忠誠心確保の可能性測定のため、これ以外の事項についても詳細に調査する必要がある。

⑤ 三資企業にとって原材料の輸入規制は死活問題になることがある。これについては②⑥に引用した規定がある一方で、今年1月趙紫陽総書記が行った重要談話（参考資料10）では、「もし従来行き方をとって国内の原材料だけに頼るならば……矛盾が先鋭になる……。大いに輸入し大いに輸出することを提唱し奨励すべきである。」と述べられている。

この点に関し中国側は、中国産原材料がなければ輸入してもよいと述べるにとどまった。中国産原材料がないというのは、円滑な生産活動を可能とする品質、価格および納期等の条件を満たすものがないことと解釈してよいか否かを、本格調査団は確認する必要がある。なお、中国側によれば、青島市には原材料を全部輸入して委託加工貿易を行っている企業がある。

このほか、原材料輸入を實際上制限しているものに「外貨バランス」問題がある。本格調査団はこれについても、法規、日本人経験者および中国側にあたって、その実態を詳細に調査分析する必要がある。

(6) そ の 他

- ① 「製品輸出企業」の定義は、外国人投資に係る製品輸出企業及び先進技術企業の確認と審査に関する対外経済貿易部の実施規則〔対外経済貿易部关于確認和考核外商投資的産品出口企業和先進技術企業の実施弁法〕第2条に明記されているが、同規則第4条に定める「先進技術企業」の定義には不明な点がある。

第1の論点は、「国家が公布する投資奨励項目」〔国家公布的鼓勵投資的項目〕が、国家計画委員会および対外経済貿易部によれば、未だ制定・公表されていないことである。制定は技術的にみて困難であり、将来も制定されない可能性があると思われる。

第2の論点は、上述の事情があるため第4条の解釈と運用が重要である。同条の原文は複雑であり、本格調査団はまず条文解釈を明らかにする必要がある。次に同条によって確認された「先進技術企業」の名称、規模および技術内容のリストを入手し、運用の実態をみる必要がある。「先進技術」は日本の「ハイテク」を意味しておらず、わが国の普通の中小企業が使用している技術である可能性が高い。

- ② 青島市における協議において、中国側は青島市が中国の14沿海開放都市、15の経済中心都市および国家計画単列都市のいずれにも属することをもって、同市の重要性和有望性を強調した。

「単列」は「単独列記 (separately listed)」の略語で、国家計画委員会の地方計画書において省の計画中に記されず、独立した計画項目として記されることを示し、近々指定される都市をふくめると10都市（ハルビン、沈陽、大連、武漢、西安、広州、青島、寧波、重慶、南京）が単列都市であるとのことであった。

15の経済中心都市については、その定義や指定の基準について中国側等に質したが明らかにできなかった。重慶や沈陽がふくまれているようだった。本格調査団はこのような基礎的情報を国家計画委員会や国务院特区弁公室から得るためにも、時間を消費することになる。

4. 現 地 視 察

3月26日(土)午後、事前調査団は青島経済技術開発区を視察した。

- (1) 青島港から黄島北辺西海岸に、水上約4km(25分)を経て到着した(写真1)。途中目前を軍艦が航行していた。青島港は中国有数の軍港でもある。膠州湾は約420km²の水面をもつということであった。これは東京湾よりもかなり小さいことになる。膠州湾への河川はあるが水の流入は極めて少い一方、湾内の海水回流は相当あるという。いずれにせよ、輸出加工区の建設に当っては、膠州湾の汚染防止に十分配慮する必要がある。

船着き場から開発区までマイクロバスで約40分を要した。黄島には工場、百貨店、銀行、小中学校および専門学校などが立ち並び約8万の人々が定着していた。黄島は埋立てによって陸続きになっている。旧陸部に入ると畑が広っており、改修中の広い道路が開発区まで通じていた。舗装はされていない。

- (2) 開発区には中央に高さ40m程度の小山があり、開発区管理委員会では開発区のうちの小山の北側部分を北部〔北組団〕、南側部分を南部〔南組団〕と呼んでいる。

それぞれ8km²、7km²の面積を有しているが、北部の北側にある三角形の広い汚水池も浅い池なので簡単に埋立てできる。

建設は北部(写真6)から着手し南部(写真5)は数年後に開始する。北部の中心2km²は整地され、ビルや工場が数棟建設済みである。鉄道は現行の第7次5か年計画(1986~1990年)期間中に北部まで建設し、南部への延長は第8次5か年計画で建設したいとのことであった。

中国側の説明によれば、北部は建設中の青島港前湾港区に近く、しかも村落がないのでその移転問題がないのに対し、南部は港区まで約4kmありまた現存の3村落を移転する必要がある。

青島市は輸出加工区の場所として2つの腹案をもっている。第1は開発区の北西端であり、面積を2km²以上にする場合は西にはみ出してもよい。第2は南部西端中央部である。

開発区全体の土地計画等は下表のとおりである。

开发区规划用地平衡表

Balance-scale of the land used in the EDZ

項目 Items	分 类 Classify	总 用 地 Total land used (hectare)	占 总 用 地 Account to total land %	平均每人占地 Land of per man (M ² /man)
1. 工业用地 Land for industry		4 1 1	2 7	4 1.1
2. 仓储用地 Land for storage		9 2	6	
3. 对外交通用地 Land for external traffic		2 9	2	2.9
4. 公用事业用地 Land for public utilities		4 8	3	4.8
5. 旅游用地 Land for tourism		6 2	4	6.2
6. 生活居住用地 Land for living		3 4 0	2 3	3 4
7. 绿化用地 Land for green belt		1 4 0	9	1 4
8. 道路, 广场 Land for roads and square		1 5 2	1 0	1 5.2
9. 科教用地 Land for science		5 2	3.5	5.2
10. 公建用地 Land for public buildings		1 6 0	1 0.5	1 6
11. 其它用地 Land for other purpose		2 4	2	2.4
合 計 Total		1,5 1 0	1 0 0	1 5 1

开发区人口劳动构成比例表

Scaletable of the manforce form in the EDZ

项目 Items		近 期 In the near future		远 期 Forward	
		人口数(人) Person in number	占总人口(%) Account to the popula- tion %	人口数(人) Person in number	占总人口(%) Account to the popula- tion %
合 計 Total		30,000	100	100,000	100
基本人口 Basic popula- tion	工 业 人 口 Industry	12,000	40	30,000	30
	建 筑 行 业 Building trade	1,500	5	000	5
	金 融 , 商 业 涉 外 行 业 finance, commerce and foreign trade	6,000	20	10,000	10
	其 他 others	1,500	5	5,000	5
	小 計 Amount to	21,000	70	50,000	5
服 务 人 口 Man in service		6,000	20	20,000	20
被 抚 人 口 Man to be nurtured		3,000	10	30,000	30

Ⅲ. 中華人民共和国の工業団地開発行政

Ⅲ 中華人民共和国の工業団地開発行政

1. 工業発展政策

以下に、開放政策を中心として中国の工業発展政策を紹介する。

(1) 第7次5カ年計画(1986～90年)

1986年3月の全国人民代表大会で採択された第7次5カ年計画では、主要任務として、

- ① 経済体制改革を順調に推進、中国特有の社会主義体制の基礎を確立
 - ② 経済の安定成長を維持、固定資産投資を抑制しつつ、1990年代の発展を準備
 - ③ 都市、農村における人民生活の改善
- の3点を挙げている。

これらを踏まえ、計画期間中の工業総生産額の伸び率は年平均7.5%とされた(第6次5カ年計画実績12.0%)。

また、第7次5カ年計画実施に当たっての経済建設の基本方針としては、

- ① 適度な経済成長率を定め、効率の高い発展を促進
- ② 適切な投資規模を定め、投資構造を合理的に調整
- ③ 科学技術開発、頭脳開発を重視
- ④ 輸出振興を中心とした対外経済貿易、技術交流を促進
- ⑤ 人民の生活水準の向上幅を適切に定める。

とされ、調整色が濃い中、輸出振興が重要視されている。輸出振興のための具体的方策としては、国際競争力の強化、輸出品の高度化等に加え、沿海地区を中心とした輸出基地の建設など、輸出生産システムの確立が示されており、また、外資導入に際しても、エネルギーなど基本建設分野と技術改造に加え、輸出品の開発と輸入代替品への外資利用を重視するとされている。

(2) 中国共産党第13回党大会における趙紫陽報告

1987年10月の党大会における趙紫陽総書記代行の報告では、経済建設のための重要課題として、

- ① 科学技術と教育事業の発展を最も重要な位置に据え、経済建設を科学技術の進歩に依拠し、労働者の資質を向上させる軌道に乗せる。
- ② 社会的総需要と総供給の代替の均衡を保ち、産業構造を合理的に調整、改造する。
- ③ 対外開放政策の広がりや深まりを一層拡大し、対外経済技術交流、協力を絶えず発展させる。

を挙げている。

また、対外開放政策の拡大については、「対外開放という基本国策の実施ではすでに大きな成果を収めた。正しい輸出入戦略と外資利用戦略を選択し、科学技術の進歩を速め経済効率を高めるためのより良い条件を作るべきである」と指摘し、輸出産業の競争力強化、外資の効率的利用、開放地区の強化等を提案している。この開放地区の強化は、開放地区で外向型経済を重点的に発展させ、内陸との横断的連合を積極的に繰り広げて対外開放に開ける基地と窓口の役割を十分に発揮させることとされている。

(3) 沿海地区の開発戦略

1988年初め、趙紫陽総書記が沿海地域の開発戦略について談話を発表しており、その中で、沿海地域が外向型（輸出指向型）経済を大いに発展させるべきだと主張している。特に、「両端を外に置く」の言葉に象徴されるように、加工貿易型の工業振興を重視している点が注目される。開発戦略の中では、

- ① 労働集約型産業振興の重視（委託加工、加工貿易等の重視）
- ② 外国からの投資の促進
- ③ 貿易体制改革の推進
- ④ 郷鎮企業の活用

などが指摘されている。

(4) 諸外国の加工貿易地域

参考までに、本計画調査の対象たる輸出加工区構想に近いと思われる諸外国の加工貿易地域の例を以下に紹介する。

① 韓国の輸出自由地域

外国人投資誘致及び輸出増進のため設置した保税区域。同地域の入居企業は100%外国投資が可能であり、原則として全量輸出、同地域内での行政支援のため各関係部署が常駐し、各種ユーティリティ施設も完備。馬山（8.1ha）、裡里（3.2ha）の2地区。

<支援政府機関>

輸出自由地域管理事務所、税関、郵便局、電信電話局、出入国管理事務所、労働部事務所、警察官派出所、消防署 等

<その他>

銀行、保険会社、運送、倉庫、荷役、包装業会社、通関業、機械修理業、旅行社、外国人アパート、ゴルフ場 等

② 台湾の輸出加工区

内外企業の投資の誘致を通じ、外国の資金と最新技術を導入し、もって台湾の輸出産業の発展と就業機会の増大を図ろうとする保税加工地域。高雄（69ha）、台中（23ha）、楠梓（98ha）の3地区。

<インセンティブ>

- 生産事業奨励類目及び標準に該当する事業は、新規設立の場合は4年間営利所得免除。
- 生産に必要な輸入機械設備、原材料、燃料、部品の関税、貨物税、営業税を免除。

<企業進出条件>

- 製品は全量輸出
- 最低投資金額が50万米ドル以上
- 付加価値がFOB価格の25%以上
- 生産過程において汚染公害の発生しないもの

<インフラストラクチャー等>

道路、排水、用水、電力、通信、街灯、汚水処理等一般の工場団地にある公共施設の他、輸出加工区管理所、税関駐在所、税務署、銀行、郵便局、電信局営業所、電力会社事務所、航空会社営業所等が整備されており、工場設立、事業運営に関するすべての事務手続きが簡素化され、スムーズに処理されるようになっている。

③ メキシコのマキラドーラ（保税加工工業）

保税で機械設備や原材料を輸入し、国内の労働者等を利用して生産した製品を輸出するもの。台湾や韓国の制度がモデル。外資の出資比率に制限なし。

2. 経済特別区および経済技術開発区指定の背景および沿革

1978年12月に開かれた中国共産党第11期中央委員会第3回会議は、建国以来のイデオロギー優先の政治路線から「党の活動の重点を経済建設に移行する」歴史的な大転換を行った。「対外開放・対内経済活性化」を中国近代化の重大な戦略的方針とすることを決定し、外貨の積極的利用、先進技術の導入、輸出入拡大などの対外経済活動各方面で、一連の重要な政策を展開してきた。

1979年7月、党中央と国务院は、深圳、珠海、汕頭、厦門4市の一部の地区を経済特別区として指定し、外資受入特別方式の実験地区とすることを決定した。80年8月、全国人民代表大会常務委員会は特別区設置を正式に承認し、同地区では特別な経済管理体制を実施しはじめた。

1984年初め、中国共産党顧問委員会鄧小平主任（当時）は、深圳、珠海、厦門の特區を視察し、外資導入によりもたらされた特區の経済建設の成果を高く評価し、対外開放路線の正しさが証明されたと表明した。こうした実績を踏まえ、同年4月開催された沿海都市座談会で、14の沿海港湾都市（大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海）に経済技術開発区を設け、外資導入政策を促進するこ

ととした。

青島経済技術開発区の設立

上記中央政府の既定方針に従って、国务院は1984年10月20日、青島市黄島区に経済技術開発区を建設することを批准し、1985年3月28日に工事が着工された。

(1) 経済技術開発区の建設計画と現状

- ① 青島経済技術開発区は市街区の対岸 家島と大陸の係留部に位置する。同地区総面積は15.2 km²を有するが、開発可能な土地は8.0 km²、人口は8万4000人であり、そのうち経済開発区として1.5 km²を開発する計画である。このほか、竹沙島で水産養殖を行う。経済技術開発区は段階に分けて建設を進めていく。1986年までに埠頭の周辺2 km²を切り開き、水源を開発し、給水・排水、ガス管を敷設、熱供給施設、道路を建設、マイクロウェーブ通信設備を設置し、一部モデル工場、高層オフィスやホテル、生活団地、商業施設などの建設を進めている。

・開発区建設計画

第Ⅰ期工事	面	積：2 km ²
		(インフラストラクチャー総費用、4億6800万元)
	人	口：2万～3万人
	用水供給量	：2万トン/日
	工	期：1985年～90年
第Ⅱ期工事	面	積：6 km ²
	人	口：3万～5万人
	工	期：1990年～95年
第Ⅲ期工事	面	積：7 km ²
	人	口：4万人
	工	期：2000年までに完成予定

(2) 開発区周辺関連建設計画

① 青島 - 黄島間のフェリー開設

投資額3000万元、86年度に着工。4隻のフェリー(現在2隻)を1時間毎に運航、定員400人、トラック20から30台運搬可能。所要時間25分。

② 新規オイルバース建設

投資額は2億8000万元。

規模は、年1700万トン積み出し可能で、20万トン級のタンカー停泊可。同時に700mm径、260km長さのオイルパイプラインを勝利油田～黄島間に敷設。既存のオ

イルバース(1300万トン)と合わせて3000万トン/年となる。

③ 黄島前湾新港の建設

投資総額9億元, OECFの借款が40%を占めている。

1986年12月工事開始。

規模1700万トン — { 1500万トン 石炭バース
200万トン 雑貨バース

1990年完成予定

④ 県～経済技術開発区の鉄道建設, 43km, 1990年完成予定。

⑤ 黄島の12.5万KW×2基の発電所に加えて, さらに20万KW×2基の発電所を増設。

建設は水利電力部と青島市。投資額3億7000万元。1987年より工事開始。

1990年完成予定。

(3) 経済技術開発区の外資導入方針と現状

① 開発区は, 青島市旧市街の既存の産業基盤に依拠し, 技術・知識集約型の合弁・合作経営企業及び独資企業を主として, 比較的先進的な技術を導入し, 付加価値の高い経済的効果の著しい製品の生産を発展させると同時に, 労働集約型の輸出加工業も振興する。

電子, 計器, 軽工業, 紡織, 服装, ファインケミカル, 海洋開発技術等の方面で重点的に外資導入を図っていく。

1990年までに50以上の輸出指向型企業を誘致する。今世紀末までに, 年間総生産額40億元とし, うち20億元の輸出を目指す。そのため国際的なレベルに達する技術を有する企業からなる新工業団地を建設する。

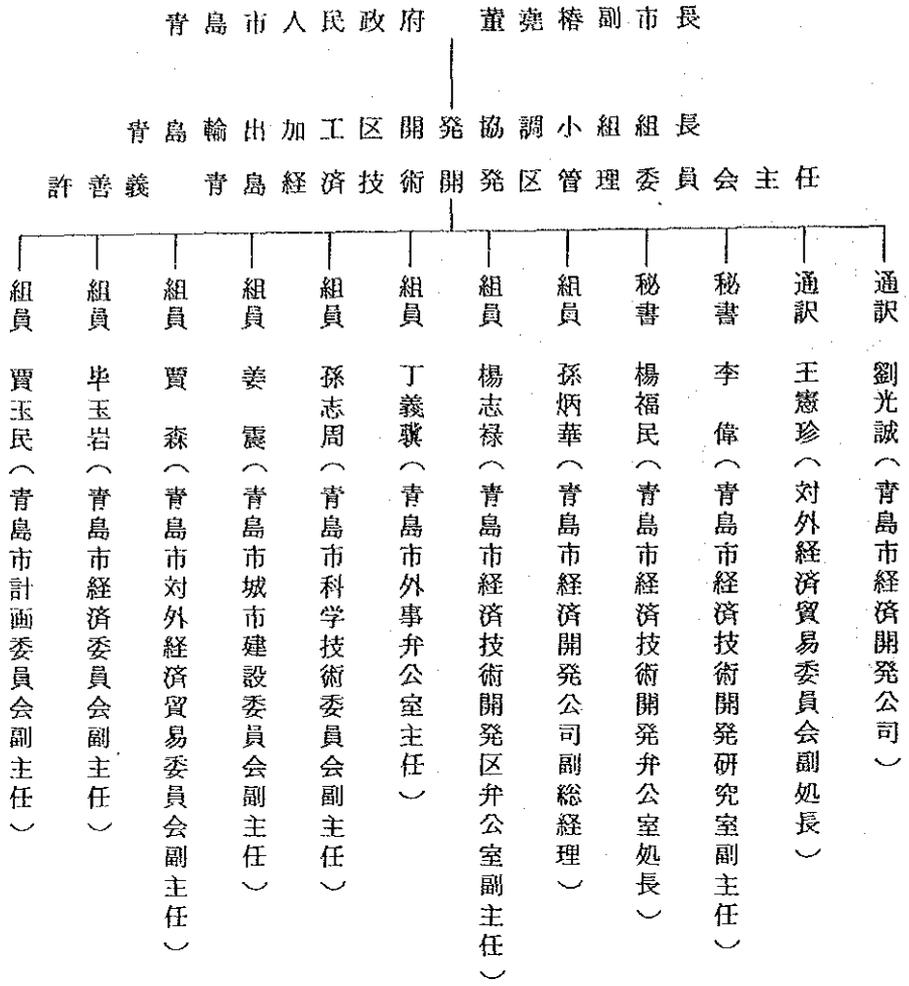
② 外資導入の現状

1984年以降外資との契約は6億ドルとなり, うち外資側の実際投資額は3億ドルとなっている。現在アメリカと合弁したレース工場はじめ, すでに8つの工場が稼働している。そのほか, 合弁契約してまだ稼働していない企業は26。

3. 青島輸出加工区開発プロジェクトの推進体制

(1) 中央で本プロジェクトの推進に関わっている機関は, 対外経済貿易部はじめ国务院特区弁公室, 国家計画委員会, 国家技術委員会となっているが, このプロジェクトを円滑に推進していくため, 国务院は各中央官庁間を調整する機関として対外経済貿易部にその任を与えた。

(2) 本プロジェクト実施母体の青島市人民政府は, 日本の本調査団の青島での調査活動に協力するため下記の組織を編成した。



注：中国側は、本事業に参加するスタッフの人員確保のため、日本側に対して本調査団が必要とするスタッフリストを速やかに提示して欲しいと要請している。

(3) 青島輸出加工区開発調査協調組

本プロジェクトは、基本的には青島市人民政府のプロジェクトであり、本調査に係わる人民政府側の組織として青島輸出加工区開発調査協調組が設立されている。同組は、前副市長であり、青島經濟技術開發区管理委員会主任である許善義氏を組長とし、青島市人民政府の關係各部局担当者より構成されるものである。今回先方の考議出席者は別紙のとおりである。

青島市輸出加工区は、既に第一期工事に着手し一部完成している青島經濟技術開發区内に開発することを考えており、同經濟技術開發区の事業推進主体として青島經濟技術開發区管理委員会が設立されている。輸出加工区は、經濟技術開發区プロジェクトと一体となって推進されていくと思われる。

(4) 山東省对外經濟貿易委員会

山東省としても本プロジェクトに積極的に協力する意向であり、今回の地元との会議にも省対外経済貿易委員会経済技術開発處處長 郭振和氏が出席している。青島市以外の山東省各地域からの原材料、労働力等の調達を考えると、同省の本プロジェクトへの関与が不可欠である。

(5) 中華人民共和国対外経済貿易委員会

国レベルでの本プロジェクトの窓口は、対外経済貿易委員会（外資管理局副局長 王永鈞氏（山東省出身）がプロジェクトのチーフ）である。その他、国家科学技術委員会、外交部、国務院、国家計画委員会、国家経済委員会、交通部等がプロジェクト推進に関連する部局である。本プロジェクトが政府レベルでの国際協力プロジェクトであること、山東省以外からの原材料や人材の調達が必要であること、国レベルでの優遇措置、インフラ整備が必要であること等を考えると、国レベルの各機関の全面的な協力を得ることが必要である。

(6) 調査実施体制

本格調査については、今回確認されたとおり、国際協力事業団が青島市人民政府と協力して実施するものである。その過程では、山東省、国家レベルでの協力が得られることとなっている。

(7) プロジェクト推進体制

調査が完了し、プロジェクトを実際に推進することとなった段階では、計画－建設－企業誘致－アフターケアの各段階で実践的な推進体制を確立することが必要である。その場合、中国側が計画作成だけでなく、建設、企業誘致等事業の実質的推進についても日本に期待していることを勧告しつつ、日本側の官民が具体的にどのような形でプロジェクトに参加するかについて十分検討する必要がある。

また、中国側についても、国、省、市をあげての推進体制を確立することを提言することが必要である。

4. 関連インフラストラクチャー等の整備計画

(1) 青島経済技術開発区

青島市人民政府の計画によれば、輸出加工区は経済技術開発区内もしくはその周辺に予定している。経済技術開発区の計画の概要は、「青島経済技術開発区」という資料に明かにされているが、青島市の市街地の対岸の黄島地区において、最終的に、1,500haの地域を産業、住宅等を含む複合的な新市街地として開発しようというものである。計画人口は10万人である。（人口構成、土地利用については、P18、19参照）

現在、第一期として200haの工業区の基礎工事を完了しており、その地区内におい

ては道路、水道、排水、電気、通信等の基礎的なインフラ施設の配管等がなされている。

(2) 関連インフラストラクチャー

経済技術開発区及び輸出加工区を支える関連インフラストラクチャーの整備の現況及び計画については、前回及び今回の調査におけるヒアリング等によれば、次のとおりである。それぞれ、国、省、市の5か年計画等において明示されているものと考えられ、設備、整備時期、場所等の正確な内容を把握するため、今回調査においてはそれらの文書、図面等の提供を依頼した。

① 交通輸送施設

(港湾)

青島港は水深も深く、年間を通じて稼働できる不凍港である。現在埠頭9つのバースを有し、1986年の取扱貨物量は2,854万トン(全国第4位)でコンテナバースも有している。

近年の海上輸送需要の増加に対応するため、現在黄島地区に石油積出し専用バースを建設中で(1988年目標)、これが完成すれば将来3,000万トンの能力を持つこととなる。現在は5万トン級及び2万トン級バース各1であり、年間1,300万トンの取扱量であるが、将来は20万トン級バースを完成することとなっている。

経済技術開発区と隣接する前湾地区新港計画は、我が国の協力により1986年12月に着工したが、第1期計画(第7次5か年計画)中に、2~6万トン級船舶を対象とする6バースの完成を目標としており、これにより石炭1,500万トン、雑貨200万トンの取扱いが可能となる。本地区には港湾用地1,300ha、バース延長5,000mを確保することが可能であり、青島港の港湾機能の規模を飛躍的に拡大する。

(鉄道)

青島市と後背地とは、青島-済南(膠濟線)-德州-石家荘-太原で結ばれる東西方向の幹線と、これに南北に交叉する幹線で結ばれている。

現在、青島と済南を結ぶ膠濟線(延長393km)の複線化工事が進められており(1990年完成予定)であり、この完成により輸送力が著しく向上することが期待される。また、膠県と前湾地区を結ぶ膠黄線(膠濟線の支線)が1988年から着工される予定である。

(道路)

青島市の道路は山東省内外の各地に通じているが、現在時点では1級道路はない。将来、青島-済南-北京間、青島-煙台間に1級道路の建設計画があり、これらが完成すれば道路の輸送能力は著しく向上する。

青島市と黄島地区との間には、1986年からフェリーが就航し、両地区を30分で

結んでいる。将来的には、旧市街地から黄島地区まで約90kmの湾岸道路の建設が計画されている。さらに長期的には、両地区を直接結び橋梁又はトンネルを建設することが考えられている。

(空港)

流亭空港の拡張工事(滑走路, エプロン, ターミナル)が完成し, ボーイング707, MD-80クラスの飛行機が離着陸できる規模となり, 計器誘導装置も完成している。

黄島地区からのアクセスを考えると, 空港と直接ヘリコプターで結ぶためヘリポート等を建設することも検討する必要がある。

② ユティリティ

(用水)

将来日量30万トンを黄河より導入する計画で, 1986年4月に着工し, 1989年竣工予定である。経済技術開発区第1期工事中には, 日量2万トンを供給し, 最終的には, 6~10万トンを供給する計画である。

(排水処理)

排水処理は分流式をとっており, 日量6万トンの処理が可能である。

(電力)

黄島地区には25万kWの供給能力をもつ発電所があるが, 今後の電力需要の伸びに対応するため, 20万kW発電施設1基を1989年までに建設し, 将来はさらに20万kW1基を増設する計画である。

(エネルギー)

青島市のエネルギー源としては, 電力のほか, 石炭, 石油, 天然ガスが使用されている。後背地の山東省には豊富な資源が存在しており, 青島市はその集散地であるので, エネルギー源の確保には有利である。それらが十分に調達できる体制を確立することが肝要である。

③ 都市施設

(電話・通信)

整備計画が進行中で, 経済技術開発区内において2000回線の交換機が設置されているほか, マイクロウェーブ等による通信システムの導入も予定されている。

(教育・研究施設)

青島市には科学研究施設105カ所, 各種科学研究員10万人が存在する。海洋科学技術研究の中心であり, 中国科学院海洋研究所や海洋学院がある。市内には大学・短大14があり, 学生2.7万人がいる。

(医療施設)

青島市には、医院・診療所1,540所、医院ベッド12,418、医療従事者11,051人（うち医師4,407人）がおり、医療条件は比較的良好である。

(3) 輸出加工区の位置

輸出加工区の位置については、青島市においては、経済技術開発区の北部と南部の2カ所を候補地として考えている。前者は開発区の地区内200ha、地区外200ha、計400haであり、港湾に近いこと、インフラが既存の系統を使えること、集落がなく建設が容易であることなどの点で有利であるが、埋立てが必要であること、土地が2つに分かれてしまうことなどの問題がある。

後者はまとまった400haの土地であり、土地が一団で確保出来ること、自由にレイアウトができることなどの点で有利であるが、新たにインフラ整備が必要であること、農村集落を移転する必要があること、港湾から遠いこと等の問題がある。

（図参照）

5. 投資優遇措置

中国では、79年以降経済の発展速度を高めるため、経済体制の改革と外資導入等の政策を推進している。その一環として4経済特別区、14沿海港湾都市の経済技術開発区、3沿海経済開放区、その他いくつかの沿海地域や沿海省全体へと開放地区をひろげている。これらの地域に対しては合併・合作経営・100%外資企業に対する企業所得税、工商統一税の減免規定が制定されている。（別表参照）青島も14沿海港湾都市の一つであり、また単列都市（経済面で省と同じ権限をもつ）にも指定された。現在黄島区に経済技術開発区を建設中であり、青島市外資規定が制定されている。

86年10月国務院は外国投資を更に促進するために「外国投資者の投資奨励に関する規定」（22カ条）を公布した。この22カ条は外資企業の優遇を進める一方、地方政府自主権の拡大や、投資サービスを含むものであり、各地方人民政府ではこの22カ条に基づく具体的な実施規定を作成している。青島市は1986年10月16日「青島市人民政府の国務院の外国投資者の投資奨励に関する規定貫徹に関する実施規定」を作成し公布した。従って青島旧市内、経済技術開発区への外国投資者は、この新しい実施規定により投資を行うことになる。

今回建設される予定の青島輸出加工区は諸外国の加工区、中国の他の特区・開発区とも競争力を持ち、よりよい質の外資を誘致するために、これらの地区より更に特色のある優遇措置と、弾力的な運営方法を取ることが必要と思われる。

経済特別区および14沿海都市の合併・合作経営・100%外資企業に対する企業所得税・工商統一税の減免規定

経済特別区	※海神行政区は特別区の既設規定を準用	沿海14港湾都市の経済技術開発区	沿海14港湾都市の旧市内および汕頭、蘇州、厦門市内
<p>〈企業所得税〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併・合作経営・100%外資企業の生業・販売、その他の所得税 	<p>生業的・非生業的企業を問わず15%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生業的企業：経営期間10年以上 — 利益が出た年度からかぞえて1年および2年は免除、3年目から5年目までは半減。 ・サービスの企業：経営期間10年以上、出資額500万ドル以上 — 利益が出た年度からかぞえて1年目は免除、2年目、3年目半減。 	<p>生業的企業のみ15%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生業的企業：経営期間10年以上 — 利益が出た年度からかぞえて1年目と2年目は免除、3年目から5年目までは半減。 	<p>生業的企業のみ15%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生業的企業で、技術集約・知識集約型の事業、または出資額3,000万ドル以上で投資回収期間が長い事業、またはエネルギー・交通・港湾整備事業について財政部承認による。 ・上記の減税条件は備えていないが、つぎの6業種については税法規定の80%の税率で企業所得税を計算。 <ul style="list-style-type: none"> ①機械製造、電子工業 ②冶金、化学、建材工業 ③轻工、繊維、包装工業 ④医療機器、製薬工業 ⑤農薬、林業、牧畜業、養殖業およびこれら業種の加工業 ⑥建築業。
<p>・配当金、リース料、特許権使用料、その他の所得</p>	<p>（中国国内に事務所を設けていない外国投資企業の場合）</p> <p>10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は特別区人民政府が決定。</p>	<p>（同左）</p> <p>10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は開発区所在地の市人民政府が決定。</p>	<p>（同左）</p> <p>10%の所得税を徴収。さらに減免の必要のある場合は市人民政府が決定。</p>
<p>〈地方所得税〉</p>	<p>減免優遇措置の必要のある場合、特別区人民政府が決定</p>	<p>減免優遇措置の必要のある場合、開発区所在地の市人民政府が決定。</p>	<p>減免優遇措置の必要のある場合、市人民政府が決定。</p>
<p>〈利益の国外送金〉</p>	<p>合併企業の外資側の利益送金 — 所得税免除（送金税）</p>	<p>同左</p>	<p>—</p>
<p>〈工商統一税〉</p>	<p>・輸出品</p>	<p>・開発区企業が輸入する自家用の建材、生産設備、原料、部品・付属品、事務用品は免除。</p>	<p>・旧市内企業が投資、追加投資として輸入する当該企業の生産用設備、営業用設備、建築用材料ならびに企業の自家用交通手段と事務用品については免除。</p>
<p>・輸出品と製品の国内当該地区での販売</p>	<p>・特別区管理線 — 各種油、たばこ、酒の輸入は、税法規定の50%の税率で徴収。その他の生業のため輸入する機械設備、原材料、部品・付属品、交通手段その他の生業財についてはすべて免除。</p> <p>・外国投資家が個人で携帯輸入する自家用のたばこ、酒、家具道具は合理的数量の範囲内で免除。</p> <p>・特別区企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目や少数の特定製品を除き免除。</p> <p>・特別区企業が生産する製品を当該特別区で販売する場合は、各種の貨物油、たばこ、酒については税法規定の50%の税率で徴収。その他製品は徴収しない。</p>	<p>・外国投資家が携帯輸入した自家用の家具道具と交通手段は、合理的数量の範囲内で免除。</p> <p>・開発区企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目を除き免除。国内販売製品には規定通り課税。</p> <p>・開発区企業が免税輸入の原材料、部品・付属品、素子で加工した製品を国内販売に回す場合には、それらに使用した輸入原材料等につき規定通り徴収。</p>	<p>・外国投資家が携帯輸入した自家用の家具道具と交通手段は、合理的数量の範囲内で免除。</p> <p>・旧市内企業が生産する輸出品は、国の輸出制限品目を除き免除。国内販売製品には規定通り課税。</p> <p>・旧市内企業が輸入する原材料、部品・付属品、素子、包装物料で、輸出品の生産に使われる部分は免除。</p>
<p>・その他</p>	<p>・特別区企業が工商統一税の減税措置を受けた輸入貨物もしくは特別区で生産した製品を内地に搬入するときは、内地に入る時点で、税法の規定にしたがって納付。投資家個人が特別区から内地に入るときは携帯している自家用の手荷物品は、合理的数量の範囲内で免除。</p> <p>・特別区企業が商業、交通運送業、サービス業に従事して得た収入については税法に定められた税率で納付。銀行・保険業に従事した収入は、3%の税率で徴収。上記企業の設立初期に期間を決めて減免の配慮をする必要がある場合には特別区人民政府が決定。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

IV. 工 業 立 地

IV 工業立地

1. 中国における今後の輸出振興策

(1) 中国の輸出産業振興政策について

第7次5カ年計画（1986～90年）における輸出振興政策の骨子は、要約すると次の6点である。

- ① 輸出商品の品質向上、品質の安定化、サービス改善、競争力強化。
- ② 海外販売ネットワークの確立
- ③ 輸出商品の付加価値向上化
- ④ 新食品、機械、電気製品の輸出拡大
- ⑤ 沿海地区における輸出生産基地建設とそのシステム化の確立
- ⑥ 輸出産業育成と輸入代替製品の生産拡大

これら政策は、87年11月の第13回党大会における趙紫陽総書記代行（当時）の報告でも確認されており、かつ、速度の差こそあれ現実に実行されつつある。

今後の課題は、この基本政策が90年代に入っても継承され、個々の施策実行がいかにか加速化されるかである。

また、87年11月、趙紫陽総書記が中南部沿海地区視察後に発表した「沿海地区の経済発展戦略に関する談話」で指摘した「両頭在外（原材料を輸入し、製品の国際市場進出をねらう）方針も経適発展過度期における効率的な輸出振興政策のひとつと位置付け、加工貿易の拡大も今後の新たな課題となってきた。しかし、趙総書記も述べているように、沿海地区と内陸部の経済格差拡大という矛盾をいかにして最小限度に抑止するか、また、後背地の資源、農業、エネルギー、交通等立地条件の異なる5沿海地区（珠江デルタ、長江デルタ、閩南部デルタ、山東半島、遼東半島）は、この戦略に則っていかなる具体的施策をもって輸出振興に取り組むが、中央及び地方の双方からその考え方を把握する必要がある。

(2) 青島市の輸出産業振興政策について

青島の利点は、山東省という資源や農水産物の豊富な後背地もひかえていることである。石油、石炭、大理石、花崗岩、石英ガラス砂、金、小麦、トモロコシ、落花生、綿花、果実、野菜、畜類、海水魚、海藻類等。今後の課題は、これら資源を工業発展の中にどのように組み込み、活用していくかである。青島市は、工業の近代化の対象として、軽工業、紡織工業、化学工業、ゴム工業、電子工業、機械工業、食品工業を挙げているが、この幅広い業種を地場資源の活用という関係から、いかに発展させようとしているのか、現在のところ具体的施策は見られない。趙紫陽総書記が発表した沿海地区発展戦略の基調は、輸

入原材料を豊富な労働力を活用して付加価値を高め、労働力の間接輸出を強調したものであるが、山東省、青島市の基本方針は加工貿易の拡大を図りながらも地場資源は付加価値化とその輸出拡大である。

また、山東省は、青島市のほか、煙台と威海の開放も同時平行して推進しようとしており、これら3港湾都市に対する省自体の重点順位が明確にされていない。青島市は他の2市と異り、計画単列都市に指定されているため、独自の計画、策定と実行が可能であるが、果たして後背地の資源利用は他の2市に優先されるのかどうか現在のところ不明である。今後90年代にかけて青島市の輸出産業育成がどの業種から重点的に着手され、どのようなスケジュールで遂行されるのか、将来、投資を行うためにはもう少し具体的計画案が必要である。

(3) 今後の貿易体制について

84年から着手した貿易体制改革は、88年に入って最終段階を迎えた。第7期全人大第1回会議における依林報告でも述べているように、「88年から貿易の経営請負責任制を全面的に実施し、国、省、市が計画管理している貿易総公司（経済貿易部直轄）と工業貿易輸出入総公司（工業部・委員会直轄）を単位として、輸出による外貨獲得、中央への外貨上納、公司自体の財務損益自己負担の3つの指標を請負う」こととなる。これが全面実施されれば、公司自体の財政は今後は国からの支援が得られず、独立採算制をとることになる。

貿易体制改革の具体的方案は、上記全人大終了後に対外発表される模様だが、現在、決定している基本方針は概要以下のとおりである。

- ① 省・自治区・直轄・計画、単列都市は、国家が目標を定めた外貨獲得任務を請負うこととする。
- ② 少数の商品については、貿易総公司と工業貿易輸出入総公司が輸出入業務を一元的に請負う。
- ③ 中央の指導に基づく現体制を改め、国家が一元的に輸出入を管理する商品を減少させる。
- ④ 少数の輸出商品は、貿易総公司と工業貿易輸出入総公司が一元的に取扱う。
- ⑤ 少数の輸入商品は、貿易総公司が一元的に取扱う。
- ⑥ 大部分の商品の輸出入は、各地方の公司や貿易経営能力を設えた生産企業の自主経営に任せる。
- ⑦ 輸出入商品のうち、特別割当てまたは許可証を必要とする品目は、経済貿易部が定めた規定によって処理する。
- ⑧ 88年以降、地方、国营企業、集団所有事業所、外資系企業が留保した外貨は、外貨

管理部門が定めた外貨調整センターで融通し合うこととする。

これら基本方針のほか、各公司の外貨留保制度は、従来の定率留保（取得額の75%を国家へ上納し、25%を企業が留保したうえ、貿易公司与生産企業が12.5%ずつ、折半する）制を改め、国家が各公司に対して条件に合った定額を目標額として請負わせ、公司はその目標額を超過した場合、その超過分を全額留保できるようにする。なお、この目標額は公開しない。（経貿部）

以上の基本方針の中で、3月末現在、明らかにされなかった点は、貿易総公司や工業貿易輸出入総公司が一元的に取り扱う少数の商品とは具体的に何を指すかということであった。

なお、⑦にある許可証管理対象品目は別紙のとおりである。

文中にある計画単列都市とは、経済計画策定とその実施権限が省・自治区・直轄市並みに賦与されている都市で、88年3月現在、ハルビン、沈陽、大連、西安、青島、南京、武漢、重慶、広州、アモイの10市をいう。近く、深圳も指定される予定という。

(4) 青島の輸出有望品目について

3月の予備調査時点では、青島市からは具体的業種や品目は明示されなかった。将来、輸出加工区が建設され、投資を行う際の最も重要な課題は青島側の関心業種と品目は何であるのか、資源、原材料供給の可能性との関係からわが国並びに周辺諸国・地域との相互補完関係を保持できる業種は何であるのかという点である。

(5) その他輸出振興策について

1950年代から60年代にかけてわが国が執行した輸出振興策、例えば輸出税制（輸出退税制度はその具体例）、輸出金融、輸出保険制度等について中国はいかなる考えを持っているか。また、個々の企業に対する外貨留保以外のメリット供与を考えていないかを確認することも必要である。

輸入許可証（I/L）管理品目

1988年度（88年1月1日～12月31日）I/L品目は、対外経済貿易部発給対象14品目、省・自治区・市対外経済貿易委員会（庁・局）発給対象39品目の合計53品目である。発給機関別品目は次のとおりである。

(1) 対外経済貿易部発給品目

① 鋼材，② ビレット，③ スクラップ，④ スクラップ船（解体用），⑤ 天然ゴム（ラテックスを含む），⑥ 木材（コルク含まず），⑦ 合板，⑧ 羊毛，⑨ 化学繊維，⑩ パルプ，⑪ 石油（石油製品含まず），⑫ 砂糖，⑬ たばこ製品，⑭ 民用航空機（以上14品目）

(2) 省・自治区・市対外経済貿易委員会（庁・局）発給品目

① 化繊モノマー（紡績用，漁網，製袋用を除く），② ABS樹脂，③ 合成ゴム，④ ポリカーボネイト，⑤ シアン化ナトリウム，⑥ 農薬，⑦ たばこフィルター，⑧ 二酸化繊維素，⑨ コーヒー及其の製品，⑩ コバルト及コバルト製品，⑪ 自動車用タイヤ（中古を含む），⑫ 民用爆破器材，⑬ 化繊生地（タイヤコード，不織布含まず），⑭ 化繊服（ニット製品含まず），⑮ 南方生薬原材22種（注1），⑯ 炭酸飲料，⑰ TVブラウン管，⑱ 自動車（シャーシーを含む），⑲ 自動車重要部品（エンジン，アクセル等），⑳ トラッククレーン（キャブバッククレーン含まず），㉑ 空気精紡機，㉒ 電気顕微鏡，㉓ エレクトロニック・カラーキャナー，㉔ 断層診断装置（CT，MR TでECT含まず），㉕ コンピューター（注2），㉖ オーディオビデオテープ複製設備，㉗ ビデオレコーダー，㉘ 複写機，㉙ エアコン（自動車用，船舶用含まず），㉚ 電気冷蔵庫（340ℓ以上，マイナス40度以下の冷凍庫含まず），㉛ 洗濯機，㉜ テープレコーダー，㉝ TV，㉞ オートバイ，㉟ オートバイ重要部品，㊱ カメラ，㊲ カメラ・ボディー，㊳ 腕時計（デジタル式は含まず），㊴ 加組立ライン（注3）（以上39品目）

（注1）

羚羊角，犀角，広角，虎骨，豹骨，ジャコウ，牛黄，海馬，西洋人参，大海子，砂仁，豆蔻，血竭，沈香，西紅花，乳香，没薬，檳榔，公丁香，草果，胡黄连，甲片
以上22品目

（注2）

(1) 完成機及び組み立て用キット（プログラム可能な電卓，16ケタ以下のマイクロプロセッサのCPU）と(2) 周辺装置（フロッピーディスク装置，プリンター，ディスプレイ端末，磁気テープ装置）

(注3)

立て設備(34種=1. カラー及び白黒テレビ組み立て生産ライン, 2. ラジカセ組み立て生産ライン, 3. 家庭用電気冷蔵庫組み立て生産ライン, 4. 家庭用洗濯機組み立て生産ライン, 5. ルームエアコン組み立て生産ライン, 6. オートバイ組み立て生産ライン, 7. 軽・小型自動車組み立て生産ライン, 8. 白黒ブラウン管組み立て生産ライン, 9. 炭素皮膜抵抗器生産ライン, 10. 単結晶シリコン太陽電池生産ライン, 11. 480及びその以下のデジタルマイクロ波通信設備生産ライン, 12. 大理石板材加工生産ライン, 13. 畳床生産ライン, 14. プラスチック縹袋生産ライン, 15. 洗濯機用ぜんまい式タイマー生産ライン, 16. ビール及び飲料の金属容器充填生産ライン, 17. 洋服生産ライン, 18. ナイロン・ファスナー生産ライン, 19. ポリエステル・ボタン生産ライン, 20. エアコン用コンプレッサ及び熱交換器生産ライン, 21. ポリエステル繊維紡糸生産ライン, 22. インスタントラーメン加工生産ライン, 23. 家具生産ライン, 24. 光ファイバー, 光ケーブル生産ライン, 25. PCM三次群及びその以下の並列接続設備組み立て生産ライン, 26. 電話機組み立て生産ライン, 27. カラーテレビ部品(チューナー, ライン・アウトプット変圧器)組み立て生産ライン, 28. コンデンサ組み立て生産ライン, 29. プリント基板生産ライン, 30. 金属鎖生産ライン, 31. プラスチック絶縁市内電話ケーブル生産ライン, 32. 変圧器用硅素鋼板切断ライン, 33. プリ・コート感光(PS)板生産ライン, 34. 濃縮果汁生産ライン

下線の品目は, 88年度に新たに追加されたものである。

輸出許可証(E/L)管理品目

1988年度(88年1月1日~12月31日)E/L品目は, 対外経済貿易部発給対象35品目, 同部港務特派員事務所発給対象56品目, 省・自治区・直轄市・計画単列都市発給対象166品目の合計257品目である。発給機関別品目は次のとおりである。

(1) 対外経済貿易部発給品目

- ① 米, ② とうもろこし, ③ 塩蔵マッシュルーム, ④ マッシュルーム缶詰,
- ⑤ 緑茶, ⑥ ウーロン茶, ⑦ その他茶, ⑧ 葉タバコ, ⑨ 落花生, ⑩ 大豆,
- ⑪ 生糸, ⑫ まゆ, ⑬ 副蚕糸, ⑭ 綿花, ⑮ 兎毛, ⑯ 鹿茸, ⑰ ジャ香,
- ⑱ 当帰, ⑲ 田七, ⑳ 薬用入参, ㉑ 石炭, ㉒ 原油, ㉓ 製品油, ㉔ 液状炭化水素,
- ㉕ ロイヤルゼリー, ㉖ ポリエチレン, ㉗ 絹紡糸, ㉘ 綿糸, ㉙ 綿ポリエ

ステル混紡糸, ⑩ 綿布, ⑪ 綿ポリエステル混紡布, ⑫ 絹紡物, ⑬ ドロンワーク,
⑭ 真珠, ⑮ ダイヤモンド (以上35品目)

87年度の30品目から5品目増加しているが、これは「茶葉」が緑茶、ウーロン茶、
その他茶に、また、「生糸類」が生糸、まゆ、副蚕糸にそれぞれ細分化されたうえ、ジャ
香が省・自治区・単列都市発給対象から経貿部管理へ移管されたためである。

(2) 対外経済貿易部港灣特派員事務所発給品目

① 豚肉(生鮮及冷蔵), ② 冷凍豚肉, ③ 鯪しらす, ④ 大正えび, ⑤ 大正えび
むき身, ⑥ そば, ⑦ あずき, ⑧ 緑豆, ⑨ にんにく, ⑩ 髪菜, ⑪ 乾燥ぜん
まい, ⑫ アスパラガス缶詰, ⑬ 塩蔵わらび, ⑭ 杏仁, ⑮ 栗, ⑯ くるみ,
⑰ むきぐるみ, ⑱ 豆粕, ⑲ 落花生製品, ⑳ 牛の原皮, ㉑ 山羊皮, ㉒ 豚の原
皮, ㉓ ミンクの皮, ㉔ ごま, ㉕ ラミー, ㉖ ラミートップ及びベニー, ㉗ カシ
ミヤ, ㉘ 錫鉱, ㉙ タングステン鉱, ㉚ アンチモン鉱, ㉛ パラフィン, ㉜ 重水,
㉝ はつか脳, ㉞ レアアース, ㉟ 五酸化アンチモン, ㊱ 三酸化タングステン,
㊲ 五硫化アンチモン, ㊳ 芒硝, ㊴ パラ・タングステン酸アンモニウム, ㊵ ベバ
ーミント油, ㊶ 羊の皮革, ㊷ 豚の皮革, ㊸ 皮製作業用手袋, ㊹ ダンボール芯紙,
㊺ トイレットペーパー, ㊻ 作業服用ミシン糸, ㊼ ラミー糸, ㊽ 漂白綿布,
㊾ 漂白綿ポリエステル布, ㊿ ラミー布, ① 麻袋, ② フェロタングステン,
③ 錫, ④ タングステン粉, ⑤ アンチモン・インゴット, ⑥ 農業用内燃機
(以上56品目)

87年度より14品目増加しているが、87年度より削除または省・自治区・計画単列
都市管理に移管(下線は移管)されたものは、桂皮, 桂皮油, じゅうたん, 原料麻, フル
フラール, 螢石, タルク, マグネシアクリンカー, リン状グラファイト, 重晶石, アルミ
ナ, 生きている羊, 羊肉, 冷凍家禽, 冷禽, 冷凍小豚, 黄, 枸, 甘草及其製品, 厚朴,
杜仲, の21品目あり、一方、88年度に新たに対象となった品目は、①, ②, ④, ⑤,
⑦, ⑧, ⑩, ⑫, ⑬, ⑭, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚,
㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿, ①, ②, ④, ⑤,
⑦, ⑧, ⑩, ⑫, ⑬, ⑭, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚,
㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿の28品目ある。また、88年度では、「アンチモン」が⑩, ③, ④に、
「タングステン及びその製品」が、②, ③, ④, ⑤にそれぞれ細分化された。

(3) 省・自治区・直轄・計画単列都市発給品目

① 牛(生きているもの), ② 羊(同) ③ 豚(同), ④ 家禽(同), ⑤ 鳩の
ひな, ⑥ 牛肉, ⑦ 羊肉, ⑧ 子豚, ⑨ 冷凍家禽, ⑩ 豚の副産物, ⑪ ハム,
⑫ 鮮卵, ⑬ 再生卵, ⑭ 大間がに(淡水), ⑮ 梭子がに(海水), ⑯ はるさめ,
⑰ 乾燥タピオカ, ⑱ 乾燥さつま, ⑲ 山薬, ⑳ すいかの種, ㉑ かぼちゃの種,
㉒ 紅瓜子, ㉓ 黒木くらげ, ㉔ くわい缶詰, ㉕ バナナ・オレンジ, ㉖ ザボン,

②⑦ 鴨梨, ②⑧ 新疆香梨, ②⑨ ハミウリ, ③① 生鮮レイン, ③① 赤なつめ, ③② 砂糖,
 ③③ 紅茶, ③④ 乾燥唐がらし, ③⑤ 八角, ③⑥ ビートかす, ③⑦ くらげ, ③⑧ ごむ,
 ③⑨ 原木, ④① 製材, ④① くず綿, ④② ジュート及紅麻, ④③ 亜麻, ④④ 亜麻トニー及
 トップ, ④⑤ 大麻, ④⑥ 大麻トップ及トニー, ④⑦ 燐鉍石, ④⑧ 硫黄, ④⑨ リン状グラ
 ファイト, ⑤① マグネシウム鉍石及其の一次加工品, ⑤① 食塩, ⑤② 蛍石, ⑤③ 重晶石,
 ⑤④ タルク, ⑤⑤ アルミナ, ⑤⑥ クロム鉍石, ⑤⑦ 羽毛(ダウン), ⑤⑧ 羽毛(フェザ
 ー), ⑤⑨ 牛黄, ⑥① よし, ⑥① 甘草, ⑥② 党参, ⑥③ 黄蓮, ⑥④ 菊花, ⑥⑤ 冬虫夏草,
 ⑥⑥ 貝母, ⑥⑦ 川芎, ⑥⑧ 半夏, ⑥⑨ 白芍薬, ⑦① 麦門冬, ⑦① 牡丹皮, ⑦② 羅漢果,
 ⑦③ 厚朴, ⑦④ 黄芩, ⑦⑤ 大黄, ⑦⑥ 生地, ⑦⑦ 杜仲, ⑦⑧ 茯苓, ⑦⑨ 枸杞子, ⑧① 桂
 皮, ⑧① 水仙花頭, ⑧② 生漆, ⑧③ 甘草製品, ⑧④ コークス, ⑧⑤ 白油, ⑧⑥ 落花生油,
 ⑧⑦ 桐油, ⑧⑧ 三塩化メタン(クロロホルム), ⑧⑨ 無水酢酸, ⑨① 聯茶双脂, ⑨① ク
 エン酸, ⑨② シスチン, ⑨③ アナルギン, ⑨④ テトラミゾール, ⑨⑤ ラルフラール,
 ⑨⑥ エチルエーテル, ⑨⑦ 苛性ソーダ, ⑨⑧ 塩化バリウム, ⑨⑨ 塩化アンモニウム,
 ⑩① ソーダ灰, ⑩① 過マンガ酸カリウム, ⑩② カーバイト, ⑩③ ビタミンC, ⑩④ ベニ
 シリン, ⑩⑤ テトラサイクリン, ⑩⑥ クロラムフェニコール, ⑩⑦ 硫酸ゲンタマイシン,
 ⑩⑧ ジエマイシン, ⑩⑨ エフェドリン, ⑩⑩ カフェイン, ⑩⑪ ヘパリンナトリウム,
 ⑪②北京ロイヤルゼリー, ⑪③ 片仔黄, ⑪④ 雲南自薬, ⑪⑤ スルファメサジン, ⑪⑥ スル
 ファジアシン, ⑪⑦ スルファメトキシゾール, ⑪⑧ 抗菌相乗剤, ⑪⑨ 塩酸レバミゾール,
 ⑫① 桂皮油, ⑫① 香葉油, ⑫② 洗剤粉, ⑫③ リン肥料, ⑫④ 花火・爆竹, ⑫⑤ 民用爆破
 器材, ⑫⑥ ポリプロピレン, ⑫⑦ ロジン, ⑫⑧ 合板, ⑫⑨ 亜麻糸, ⑬① 大麻糸, ⑬① ニ
 ット生地, ⑬② 亜麻布, ⑬③ 大麻布, ⑬④ シーツ, ⑬⑤ じゅうたん, ⑬⑥ セメント,
 ⑬⑦ 板ガラス, ⑬⑧ 陶磁器, ⑬⑨ 鋼材, ⑭① 銑鉄, ⑭① 合金鉄, ⑭② 鉄線, ⑭③ 可鍛鋳
 鉄パイプ部品, ⑭④ 鋼及鋼合金, ⑭⑤ 銅材, ⑭⑥ ニッケル及ニッケル合金, ⑭⑦ ニッケ
 ル材, ⑭⑧ アルミ及アルミ合金, ⑭⑨ アルミ材, ⑮① 鉛及鉛合金, ⑮① 鉛材, ⑮② 亜鉛
 及亜鉛合金, ⑮③ マグネシウム, ⑮④ 金属マンガン, ⑮⑤ 鉄くぎ, ⑮⑥ 手動工具,
 ⑮⑦ 錠前, ⑮⑧ 絹衣類, ⑮⑨ シャツ及ベスト, ⑯① 羽毛製品, ⑯① アラビア服, ⑯② 景
 泰藍, ⑯③ 鉛筆, ⑯④ ろうそく, ⑯⑤ ヨシすだれ, ⑯⑥ 豚毛ぶらし (以下166
 品目)

なお、88年度から新たに追加された品目は、②⑧、③⑧、③⑨、③⑩、③⑪、③⑫、③⑬、③⑭、③⑮、
 ③⑯、③⑰、③⑱、③⑲、③⑳、③㉑、③㉒、③㉓、③㉔、③㉕、③㉖、③㉗、③㉘、③㉙、③㉚、③㉛、③㉜、③㉝、
 ③㉞、③㉟、③㊱、③㊲、③㊳、③㊴、③㊵、③㊶、③㊷、③㊸、③㊹、③㊺、③㊻、③㊼、③㊽、③㊾、③㊿、
 ④㉑、④㉒、④㉓、④㉔、④㉕、④㉖、④㉗、④㉘、④㉙、④㉚、④㉛、④㉜、④㉝、④㉞、④㉟、④㊱、
 ④㊲、④㊳、④㊴、④㊵、④㊶、④㊷、④㊸、④㊹、④㊺、④㊻、④㊼、④㊽、④㊾、④㊿、
 ⑤㉑、⑤㉒、⑤㉓、⑤㉔、⑤㉕、⑤㉖、⑤㉗、⑤㉘、⑤㉙、⑤㉚、⑤㉛、⑤㉜、⑤㉝、⑤㉞、⑤㉟、⑤㊱、
 ⑤㊲、⑤㊳、⑤㊴、⑤㊵、⑤㊶、⑤㊷、⑤㊸、⑤㊹、⑤㊺、⑤㊻、⑤㊼、⑤㊽、⑤㊾、⑤㊿、
 ⑥㉑、⑥㉒、⑥㉓、⑥㉔、⑥㉕、⑥㉖、⑥㉗、⑥㉘、⑥㉙、⑥㉚、⑥㉛、⑥㉜、⑥㉝、⑥㉞、⑥㉟、⑥㊱、
 ⑥㊲、⑥㊳、⑥㊴、⑥㊵、⑥㊶、⑥㊷、⑥㊸、⑥㊹、⑥㊺、⑥㊻、⑥㊼、⑥㊽、⑥㊾、⑥㊿、
 ⑦㉑、⑦㉒、⑦㉓、⑦㉔、⑦㉕、⑦㉖、⑦㉗、⑦㉘、⑦㉙、⑦㉚、⑦㉛、⑦㉜、⑦㉝、⑦㉞、⑦㉟、⑦㊱、
 ⑦㊲、⑦㊳、⑦㊴、⑦㊵、⑦㊶、⑦㊷、⑦㊸、⑦㊹、⑦㊺、⑦㊻、⑦㊼、⑦㊽、⑦㊾、⑦㊿、
 ⑧㉑、⑧㉒、⑧㉓、⑧㉔、⑧㉕、⑧㉖、⑧㉗、⑧㉘、⑧㉙、⑧㉚、⑧㉛、⑧㉜、⑧㉝、⑧㉞、⑧㉟、⑧㊱、
 ⑧㊲、⑧㊳、⑧㊴、⑧㊵、⑧㊶、⑧㊷、⑧㊸、⑧㊹、⑧㊺、⑧㊻、⑧㊼、⑧㊽、⑧㊾、⑧㊿、
 ⑨㉑、⑨㉒、⑨㉓、⑨㉔、⑨㉕、⑨㉖、⑨㉗、⑨㉘、⑨㉙、⑨㉚、⑨㉛、⑨㉜、⑨㉝、⑨㉞、⑨㉟、⑨㊱、
 ⑨㊲、⑨㊳、⑨㊴、⑨㊵、⑨㊶、⑨㊷、⑨㊸、⑨㊹、⑨㊺、⑨㊻、⑨㊼、⑨㊽、⑨㊾、⑨㊿、
 ⑩㉑、⑩㉒、⑩㉓、⑩㉔、⑩㉕、⑩㉖、⑩㉗、⑩㉘、⑩㉙、⑩㉚、⑩㉛、⑩㉜、⑩㉝、⑩㉞、⑩㉟、⑩㊱、
 ⑩㊲、⑩㊳、⑩㊴、⑩㊵、⑩㊶、⑩㊷、⑩㊸、⑩㊹、⑩㊺、⑩㊻、⑩㊼、⑩㊽、⑩㊾、⑩㊿、
 ⑪㉑、⑪㉒、⑪㉓、⑪㉔、⑪㉕、⑪㉖、⑪㉗、⑪㉘、⑪㉙、⑪㉚、⑪㉛、⑪㉜、⑪㉝、⑪㉞、⑪㉟、⑪㊱、
 ⑪㊲、⑪㊳、⑪㊴、⑪㊵、⑪㊶、⑪㊷、⑪㊸、⑪㊹、⑪㊺、⑪㊻、⑪㊼、⑪㊽、⑪㊾、⑪㊿、
 ⑫㉑、⑫㉒、⑫㉓、⑫㉔、⑫㉕、⑫㉖、⑫㉗、⑫㉘、⑫㉙、⑫㉚、⑫㉛、⑫㉜、⑫㉝、⑫㉞、⑫㉟、⑫㊱、
 ⑫㊲、⑫㊳、⑫㊴、⑫㊵、⑫㊶、⑫㊷、⑫㊸、⑫㊹、⑫㊺、⑫㊻、⑫㊼、⑫㊽、⑫㊾、⑫㊿、
 ⑬㉑、⑬㉒、⑬㉓、⑬㉔、⑬㉕、⑬㉖、⑬㉗、⑬㉘、⑬㉙、⑬㉚、⑬㉛、⑬㉜、⑬㉝、⑬㉞、⑬㉟、⑬㊱、
 ⑬㊲、⑬㊳、⑬㊴、⑬㊵、⑬㊶、⑬㊷、⑬㊸、⑬㊹、⑬㊺、⑬㊻、⑬㊼、⑬㊽、⑬㊾、⑬㊿、
 ⑭㉑、⑭㉒、⑭㉓、⑭㉔、⑭㉕、⑭㉖、⑭㉗、⑭㉘、⑭㉙、⑭㉚、⑭㉛、⑭㉜、⑭㉝、⑭㉞、⑭㉟、⑭㊱、
 ⑭㊲、⑭㊳、⑭㊴、⑭㊵、⑭㊶、⑭㊷、⑭㊸、⑭㊹、⑭㊺、⑭㊻、⑭㊼、⑭㊽、⑭㊾、⑭㊿、
 ⑮㉑、⑮㉒、⑮㉓、⑮㉔、⑮㉕、⑮㉖、⑮㉗、⑮㉘、⑮㉙、⑮㉚、⑮㉛、⑮㉜、⑮㉝、⑮㉞、⑮㉟、⑮㊱、
 ⑮㊲、⑮㊳、⑮㊴、⑮㊵、⑮㊶、⑮㊷、⑮㊸、⑮㊹、⑮㊺、⑮㊻、⑮㊼、⑮㊽、⑮㊾、⑮㊿、
 ⑯㉑、⑯㉒、⑯㉓、⑯㉔、⑯㉕、⑯㉖、⑯㉗、⑯㉘、⑯㉙、⑯㉚、⑯㉛、⑯㉜、⑯㉝、⑯㉞、⑯㉟、⑯㊱、
 ⑯㊲、⑯㊳、⑯㊴、⑯㊵、⑯㊶、⑯㊷、⑯㊸、⑯㊹、⑯㊺、⑯㊻、⑯㊼、⑯㊽、⑯㊾、⑯㊿、
 ⑰㉑、⑰㉒、⑰㉓、⑰㉔、⑰㉕、⑰㉖、⑰㉗、⑰㉘、⑰㉙、⑰㉚、⑰㉛、⑰㉜、⑰㉝、⑰㉞、⑰㉟、⑰㊱、
 ⑰㊲、⑰㊳、⑰㊴、⑰㊵、⑰㊶、⑰㊷、⑰㊸、⑰㊹、⑰㊺、⑰㊻、⑰㊼、⑰㊽、⑰㊾、⑰㊿、
 ⑱㉑、⑱㉒、⑱㉓、⑱㉔、⑱㉕、⑱㉖、⑱㉗、⑱㉘、⑱㉙、⑱㉚、⑱㉛、⑱㉜、⑱㉝、⑱㉞、⑱㉟、⑱㊱、
 ⑱㊲、⑱㊳、⑱㊴、⑱㊵、⑱㊶、⑱㊷、⑱㊸、⑱㊹、⑱㊺、⑱㊻、⑱㊼、⑱㊽、⑱㊾、⑱㊿、
 ⑲㉑、⑲㉒、⑲㉓、⑲㉔、⑲㉕、⑲㉖、⑲㉗、⑲㉘、⑲㉙、⑲㉚、⑲㉛、⑲㉜、⑲㉝、⑲㉞、⑲㉟、⑲㊱、
 ⑲㊲、⑲㊳、⑲㊴、⑲㊵、⑲㊶、⑲㊷、⑲㊸、⑲㊹、⑲㊺、⑲㊻、⑲㊼、⑲㊽、⑲㊾、⑲㊿、
 ⑳㉑、㉑㉒、㉑㉓、㉑㉔、㉑㉕、㉑㉖、㉑㉗、㉑㉘、㉑㉙、㉑㉚、㉑㉛、㉑㉜、㉑㉝、㉑㉞、㉑㉟、㉑㊱、
 ㉑㊲、㉑㊳、㉑㊴、㉑㊵、㉑㊶、㉑㊷、㉑㊸、㉑㊹、㉑㊺、㉑㊻、㉑㊼、㉑㊽、㉑㊾、㉑㊿、
 ㉒㉑、㉒㉒、㉒㉓、㉒㉔、㉒㉕、㉒㉖、㉒㉗、㉒㉘、㉒㉙、㉒㉚、㉒㉛、㉒㉜、㉒㉝、㉒㉞、㉒㉟、㉒㊱、
 ㉒㊲、㉒㊳、㉒㊴、㉒㊵、㉒㊶、㉒㊷、㉒㊸、㉒㊹、㉒㊺、㉒㊻、㉒㊼、㉒㊽、㉒㊾、㉒㊿、
 ㉓㉑、㉓㉒、㉓㉓、㉓㉔、㉓㉕、㉓㉖、㉓㉗、㉓㉘、㉓㉙、㉓㉚、㉓㉛、㉓㉜、㉓㉝、㉓㉞、㉓㉟、㉓㊱、
 ㉓㊲、㉓㊳、㉓㊴、㉓㊵、㉓㊶、㉓㊷、㉓㊸、㉓㊹、㉓㊺、㉓㊻、㉓㊼、㉓㊽、㉓㊾、㉓㊿、
 ㉔㉑、㉔㉒、㉔㉓、㉔㉔、㉔㉕、㉔㉖、㉔㉗、㉔㉘、㉔㉙、㉔㉚、㉔㉛、㉔㉜、㉔㉝、㉔㉞、㉔㉟、㉔㊱、
 ㉔㊲、㉔㊳、㉔㊴、㉔㊵、㉔㊶、㉔㊷、㉔㊸、㉔㊹、㉔㊺、㉔㊻、㉔㊼、㉔㊽、㉔㊾、㉔㊿、
 ㉕㉑、㉕㉒、㉕㉓、㉕㉔、㉕㉕、㉕㉖、㉕㉗、㉕㉘、㉕㉙、㉕㉚、㉕㉛、㉕㉜、㉕㉝、㉕㉞、㉕㉟、㉕㊱、
 ㉕㊲、㉕㊳、㉕㊴、㉕㊵、㉕㊶、㉕㊷、㉕㊸、㉕㊹、㉕㊺、㉕㊻、㉕㊼、㉕㊽、㉕㊾、㉕㊿、
 ㉖㉑、㉖㉒、㉖㉓、㉖㉔、㉖㉕、㉖㉖、㉖㉗、㉖㉘、㉖㉙、㉖㉚、㉖㉛、㉖㉜、㉖㉝、㉖㉞、㉖㉟、㉖㊱、
 ㉖㊲、㉖㊳、㉖㊴、㉖㊵、㉖㊶、㉖㊷、㉖㊸、㉖㊹、㉖㊺、㉖㊻、㉖㊼、㉖㊽、㉖㊾、㉖㊿、
 ㉗㉑、㉗㉒、㉗㉓、㉗㉔、㉗㉕、㉗㉖、㉗㉗、㉗㉘、㉗㉙、㉗㉚、㉗㉛、㉗㉜、㉗㉝、㉗㉞、㉗㉟、㉗㊱、
 ㉗㊲、㉗㊳、㉗㊴、㉗㊵、㉗㊶、㉗㊷、㉗㊸、㉗㊹、㉗㊺、㉗㊻、㉗㊼、㉗㊽、㉗㊾、㉗㊿、
 ㉘㉑、㉘㉒、㉘㉓、㉘㉔、㉘㉕、㉘㉖、㉘㉗、㉘㉘、㉘㉙、㉘㉚、㉘㉛、㉘㉜、㉘㉝、㉘㉞、㉘㉟、㉘㊱、
 ㉘㊲、㉘㊳、㉘㊴、㉘㊵、㉘㊶、㉘㊷、㉘㊸、㉘㊹、㉘㊺、㉘㊻、㉘㊼、㉘㊽、㉘㊾、㉘㊿、
 ㉙㉑、㉙㉒、㉙㉓、㉙㉔、㉙㉕、㉙㉖、㉙㉗、㉙㉘、㉙㉙、㉙㉚、㉙㉛、㉙㉜、㉙㉝、㉙㉞、㉙㉟、㉙㊱、
 ㉙㊲、㉙㊳、㉙㊴、㉙㊵、㉙㊶、㉙㊷、㉙㊸、㉙㊹、㉙㊺、㉙㊻、㉙㊼、㉙㊽、㉙㊾、㉙㊿、
 ㉚㉑、㉚㉒、㉚㉓、㉚㉔、㉚㉕、㉚㉖、㉚㉗、㉚㉘、㉚㉙、㉚㉚、㉚㉛、㉚㉜、㉚㉝、㉚㉞、㉚㉟、㉚㊱、
 ㉚㊲、㉚㊳、㉚㊴、㉚㊵、㉚㊶、㉚㊷、㉚㊸、㉚㊹、㉚㊺、㉚㊻、㉚㊼、㉚㊽、㉚㊾、㉚㊿、
 ㉛㉑、㉛㉒、㉛㉓、㉛㉔、㉛㉕、㉛㉖、㉛㉗、㉛㉘、㉛㉙、㉛㉚、㉛㉛、㉛㉜、㉛㉝、㉛㉞、㉛㉟、㉛㊱、
 ㉛㊲、㉛㊳、㉛㊴、㉛㊵、㉛㊶、㉛㊷、㉛㊸、㉛㊹、㉛㊺、㉛㊻、㉛㊼、㉛㊽、㉛㊾、㉛㊿、
 ㉜㉑、㉜㉒、㉜㉓、㉜㉔、㉜㉕、㉜㉖、㉜㉗、㉜㉘、㉜㉙、㉜㉚、㉜㉛、㉜㉜、㉜㉝、㉜㉞、㉜㉟、㉜㊱、
 ㉜㊲、㉜㊳、㉜㊴、㉜㊵、㉜㊶、㉜㊷、㉜㊸、㉜㊹、㉜㊺、㉜㊻、㉜㊼、㉜㊽、㉜㊾、㉜㊿、
 ㉝㉑、㉝㉒、㉝㉓、㉝㉔、㉝㉕、㉝㉖、㉝㉗、㉝㉘、㉝㉙、㉝㉚、㉝㉛、㉝㉜、㉝㉝、㉝㉞、㉝㉟、㉝㊱、
 ㉝㊲、㉝㊳、㉝㊴、㉝㊵、㉝㊶、㉝㊷、㉝㊸、㉝㊹、㉝㊺、㉝㊻、㉝㊼、㉝㊽、㉝㊾、㉝㊿、
 ㉞㉑、㉞㉒、㉞㉓、㉞㉔、㉞㉕、㉞㉖、㉞㉗、㉞㉘、㉞㉙、㉞㉚、㉞㉛、㉞㉜、㉞㉝、㉞㉞、㉞㉟、㉞㊱、
 ㉞㊲、㉞㊳、㉞㊴、㉞㊵、㉞㊶、㉞㊷、㉞㊸、㉞㊹、㉞㊺、㉞㊻、㉞㊼、㉞㊽、㉞㊾、㉞㊿、
 ㉟㉑、㉟㉒、㉟㉓、㉟㉔、㉟㉕、㉟㉖、㉟㉗、㉟㉘、㉟㉙、㉟㉚、㉟㉛、㉟㉜、㉟㉝、㉟㉞、㉟㉟、㉟㊱、
 ㉟㊲、㉟㊳、㉟㊴、㉟㊵、㉟㊶、㉟㊷、㉟㊸、㉟㊹、㉟㊺、㉟㊻、㉟㊼、㉟㊽、㉟㊾、㉟㊿、
 ㊱㉑、㊱㉒、㊱㉓、㊱㉔、㊱㉕、㊱㉖、㊱㉗、㊱㉘、㊱㉙、㊱㉚、㊱㉛、㊱㉜、㊱㉝、㊱㉞、㊱㉟、㊱㊱、
 ㊱㊲、㊱㊳、㊱㊴、㊱㊵、㊱㊶、㊱㊷、㊱㊸、㊱㊹、㊱㊺、㊱㊻、㊱㊼、㊱㊽、㊱㊾、㊱㊿、
 ㊲㉑、㊲㉒、㊲㉓、㊲㉔、㊲㉕、㊲㉖、㊲㉗、㊲㉘、㊲㉙、㊲㉚、㊲㉛、㊲㉜、㊲㉝、㊲㉞、㊲㉟、㊲㊱、
 ㊲㊲、㊲㊳、㊲㊴、㊲㊵、㊲㊶、㊲㊷、㊲㊸、㊲㊹、㊲㊺、㊲㊻、㊲㊼、㊲㊽、㊲㊾、㊲㊿、
 ㊳㉑、㊳㉒、㊳㉓、㊳㉔、㊳㉕、㊳㉖、㊳㉗、㊳㉘、㊳㉙、㊳㉚、㊳㉛、㊳㉜、㊳㉝、㊳㉞、㊳㉟、㊳㊱、
 ㊳㊲、㊳㊳、㊳㊴、㊳㊵、㊳㊶、㊳㊷、㊳㊸、㊳㊹、㊳㊺、㊳㊻、㊳㊼、㊳㊽、㊳㊾、㊳㊿、
 ㊴㉑、㊴㉒、㊴㉓、㊴㉔、㊴㉕、㊴㉖、㊴㉗、㊴㉘、㊴㉙、㊴㉚、㊴㉛、㊴㉜、㊴㉝、㊴㉞、㊴㉟、㊴㊱、
 ㊴㊲、㊴㊳、㊴㊴、㊴㊵、㊴㊶、㊴㊷、㊴㊸、㊴㊹、㊴㊺、㊴㊻、㊴㊼、㊴㊽、㊴㊾、㊴㊿、
 ㊵㉑、㊵㉒、㊵㉓、㊵㉔、㊵㉕、㊵㉖、㊵㉗、㊵㉘、㊵㉙、㊵㉚、㊵㉛、㊵㉜、㊵㉝、㊵㉞、㊵㉟、㊵㊱、
 ㊵㊲、㊵㊳、㊵㊴、㊵㊵、㊵㊶、㊵㊷、㊵㊸、㊵㊹、㊵㊺、㊵㊻、㊵㊼、㊵㊽、㊵㊾、㊵㊿、
 ㊶㉑、㊶㉒、㊶㉓、㊶㉔、㊶㉕、㊶㉖、㊶㉗、㊶㉘、㊶㉙、㊶㉚、㊶㉛、㊶㉜、㊶㉝、㊶㉞、㊶㉟、㊶㊱、
 ㊶㊲、㊶㊳、㊶㊴、㊶㊵、㊶㊶、㊶㊷、㊶㊸、㊶㊹、㊶㊺、㊶㊻、㊶㊼、㊶㊽、㊶㊾、㊶㊿、
 ㊷㉑、㊷㉒、㊷㉓、㊷㉔、㊷㉕、㊷㉖、㊷㉗、㊷㉘、㊷㉙、㊷㉚、㊷㉛、㊷㉜、㊷㉝、㊷㉞、㊷㉟、㊷㊱、
 ㊷㊲、㊷㊳、㊷㊴、㊷㊵、㊷㊶、㊷㊷、㊷㊸、㊷㊹、㊷㊺、㊷㊻、㊷㊼、㊷㊽、㊷㊾、㊷㊿、
 ㊸㉑、㊸㉒、㊸㉓、㊸㉔、㊸㉕、㊸㉖、㊸㉗、㊸㉘、㊸㉙、㊸㉚、㊸㉛、㊸㉜、㊸㉝、㊸㉞、㊸㉟、㊸㊱、
 ㊸㊲、㊸㊳、㊸㊴、㊸㊵、㊸㊶、㊸㊷、㊸㊸、㊸㊹、㊸㊺、㊸㊻、㊸㊼、㊸㊽、㊸㊾、㊸㊿、
 ㊹㉑、㊹㉒、㊹㉓、㊹㉔、㊹㉕、㊹㉖、㊹㉗、㊹㉘、㊹㉙、㊹㉚、㊹㉛、㊹㉜、㊹㉝、㊹㉞、㊹㉟、㊹㊱、
 ㊹㊲、㊹㊳、㊹㊴、㊹㊵、㊹㊶、㊹㊷、㊹㊸、㊹㊹、㊹㊺、㊹㊻、㊹㊼、㊹㊽、㊹㊾、㊹㊿、
 ㊺㉑、㊺㉒、㊺㉓、㊺㉔、㊺㉕、㊺㉖、㊺㉗、㊺㉘、㊺㉙、㊺㉚、㊺㉛、㊺㉜、㊺㉝、㊺㉞、㊺㉟、㊺㊱、
 ㊺㊲、㊺㊳、㊺㊴、㊺㊵、㊺㊶、㊺㊷、㊺㊸、㊺㊹、㊺㊺、㊺㊻、㊺㊼、㊺㊽、㊺㊾、㊺㊿、
 ㊻㉑、㊻㉒、㊻㉓、㊻㉔、㊻㉕、㊻㉖、㊻㉗、㊻㉘、㊻㉙、㊻㉚、㊻㉛、㊻㉜、㊻㉝、㊻㉞、㊻㉟、㊻㊱、
 ㊻㊲、㊻㊳、㊻㊴、㊻㊵、㊻㊶、㊻㊷、㊻㊸、㊻㊹、㊻㊺、㊻㊻、㊻㊼、㊻㊽、㊻㊾、㊻㊿、
 ㊼㉑、㊼㉒、㊼㉓、㊼㉔、㊼㉕、㊼㉖、㊼㉗、㊼㉘、㊼㉙、㊼㉚、㊼㉛、㊼㉜、㊼㉝、㊼㉞、㊼㉟、㊼㊱、
 ㊼㊲、㊼㊳、㊼㊴、㊼㊵、㊼㊶、㊼㊷、㊼㊸、㊼㊹、㊼㊺、㊼㊻、㊼㊼、㊼㊽、㊼㊾、㊼㊿、
 ㊽㉑、㊽㉒、㊽㉓、㊽㉔、㊽㉕、㊽㉖、㊽㉗、㊽㉘、㊽㉙、㊽㉚、㊽㉛、㊽㉜、㊽㉝、㊽㉞、㊽㉟、㊽㊱、
 ㊽㊲、㊽㊳、㊽㊴、㊽㊵、㊽㊶、㊽㊷、㊽㊸、㊽㊹、㊽㊺、㊽㊻、㊽㊼、㊽㊽、㊽㊾、㊽㊿、
 ㊾㉑、㊾㉒、㊾㉓、㊾㉔、㊾㉕、㊾㉖、㊾㉗、㊾㉘、㊾㉙、㊾㉚、㊾㉛、㊾㉜、㊾㉝、㊾㉞、㊾㉟、㊾㊱、
 ㊾㊲、㊾㊳、㊾㊴、㊾㊵、㊾㊶、㊾㊷、㊾㊸、㊾㊹、㊾㊺、㊾㊻、㊾㊼、㊾㊽、㊾㊾、㊾㊿、
 ㊿㉑、㊿㉒、㊿㉓、㊿㉔、㊿㉕、㊿㉖、㊿㉗、㊿㉘、㊿㉙、㊿㉚、㊿㉛、㊿㉜、㊿㉝、㊿㉞、㊿㉟、㊿㊱、
 ㊿㊲、㊿㊳、㊿㊴、㊿㊵、㊿㊶、㊿㊷、㊿㊸、㊿㊹、㊿㊺、㊿㊻、㊿㊼、㊿㊽、㊿㊾、㊿㊿、

民用銃器及弾薬、の23品である。(出所：国際商報88-1-26)

2. 企業誘致の体系

(1) 基本的考え方

輸出加工区への企業誘致を考えるに当たっては、それが、工業用地という一つの商品の販売と同様であるということを認識する必要がある。世界の産業構造が大きく変換するなかで、先進工業国からNIC'S諸国、発展途上国に至るまでほとんどの国が工業用地を用意し、企業誘致の厳しい競争を行っているという実状にある。そのなかで、はっきりしていることは、「何もしないで待っているだけでは、企業は立地しないし、競争に負ける」ということである。消費者指向、市場指向が弱く、国内指向が強い中国側にそうした企業誘致活動の重要性を十分理解してもらい、戦略的かつ強力な企業誘致を行える体制を確立する必要がある。

そのための一つの例として日本における海外諸国の企業誘致活動の実情を知らせることも有効である。それには、通産省、地域振興整備公団、JETRO等にかんがりの資料があり参考になると思われる。

(2) 商品の明確化(データ収集、整理)

第一に必要なことは、商品である工業用地の性格を明らかにすることである。道路、港湾等の交通・輸送施設、電力、用水等のユティリティ施設等の一般的な立地条件とともに、用地費(賃貸料)、公共施設の利用条件、労働力確保、賃金等の生産条件、利益配分、優遇措置等の進出条件を明らかにする必要がある。その場合、日本を含む周辺諸国等競合関係にある工業用地の例を十分参考にし、何が青島輸出加工区のセールスポイントとなるのかを確認することが必要である。また、青島あるいは中国に立地している企業の体験談もこれから立地を考える企業にとっては有益である。これらは資料集としてまとめるとともに、分かりやすく、魅力的なパンフレットを作成することが適当である。資料及びパンフレットは、中国語、日本語、英語の3カ国語で作成することが望ましい。

(整理する項目)

① 中国の投資環境

- ・世界経済の中の中国 … アジア、日本との関係に重点
- ・中国の最近の経済、貿易政策
- ・中国の産業(農林水産業、鉱工業、商業、サービス業、貿易etc.)
- ・労働力 … 量、質に言及

② 中国の自然・文化・教育・ライフスタイル etc.

③ 中国への進出企業の経験談

- 苦勞談等を中心に良かった点、悪かった点（チェック項目を事前に準備）をインタビュー方式で聴取、収集
- 経験談をインタビュー編としてまとめる（その会社の紹介を含む。業執、規模等が分散するよう留意。数はできるだけ多い方がよい。）
- 進出企業、主要企業（国内）のリスト（業種別、国別、規模別 etc.）

- ④ 立地に関する各種優遇制度
- ⑤ " 法律の整理
- ⑥ " 諸手続き
- ⑦ " 関係省庁
- ⑧ 山東省の紹介（歴史、経済、産業、資源、社会、文化 etc.）
- ⑨ 青島市の紹介（歴史、経済、産業、社会、文化、生活環境 etc.）
- ⑩ 青島輸出加工区における工業立地環境

イ 計画概要

ロ インフラ

ハ 自然環境；気候（気温、湿度、風向（量）、日照時間 etc.）、地質（地層、地耐力 etc.）

ニ 地理的環境；空路（北京等との連絡）

陸路（主要都市との連絡）

水路（海外主要港湾までの距離）

ホ 人的環境；青島市、山東省における労働者の質と量

（パンフレットの例）

（表）

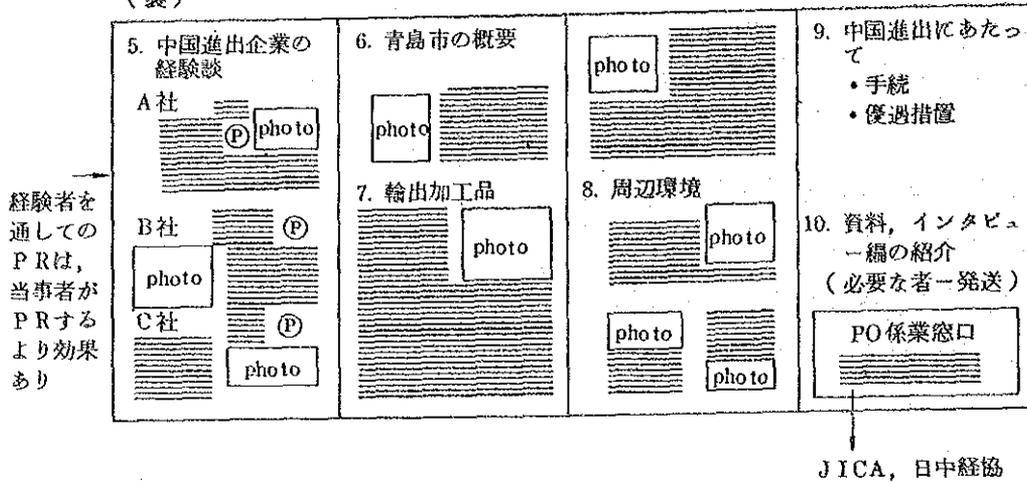
<p>経済開発の進む中国</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>イラスト 又は 写真</p> </div> <p>あいさつ</p>	<p>1. 中国立地の優利性</p> <p>2. 中国の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> • 位置 • 気候 • 自然 	<p>2. 中国の経済と産業 経済の動向</p> <p>工業 農業 … 貿易</p> <p>photo</p> <p>photo</p>	<p>3. 文化、教育等</p> <p>4. 観光</p> <p>photo</p> <p>photo</p> <p>photo</p>
--	---	--	--

できれば
中国政府

首相

国全体の紹介

(裏)



上記は、パンフレットにとって最少限必要と思われる内容について、イメージ的に理解してもらうために1例として図にした。このパンフレット作成のポイントは、

- ㊦ 初めて目にする者が、理解できるもの。(対称は企業)
- ㊧ きれいで、人を引きつけるもの。(色、図、配置等……)
- ㊨ 必ず、誘致の次の段階へフォローできる要素を入れる。(資料編、インタビュー編の紹介、希望者には詳細資料送付する等、窓口・関係窓口の紹介等)
- ㊩ 「工業基地を買ってもらおう(借りてもらおう)」ための誘致用パンフレットだということを基本にして、作成すること。

(3) 誘致対象企業・業種の選定(マーケティング営業企画)

次の段階で必要なのは、加工区の立地条件等からみて立地の可能性のある(誘致対象となる)企業・業種を選定することである。その場合、一般的に言えば、1. 安い賃金の労働力指向のもの、2. 保税地域となった場合には三国間貿易・加工のもの、3. 安く豊富な原材料指向のもの(エネルギー、農水産物、鉱物、石油化学etc.)等が考えられる。

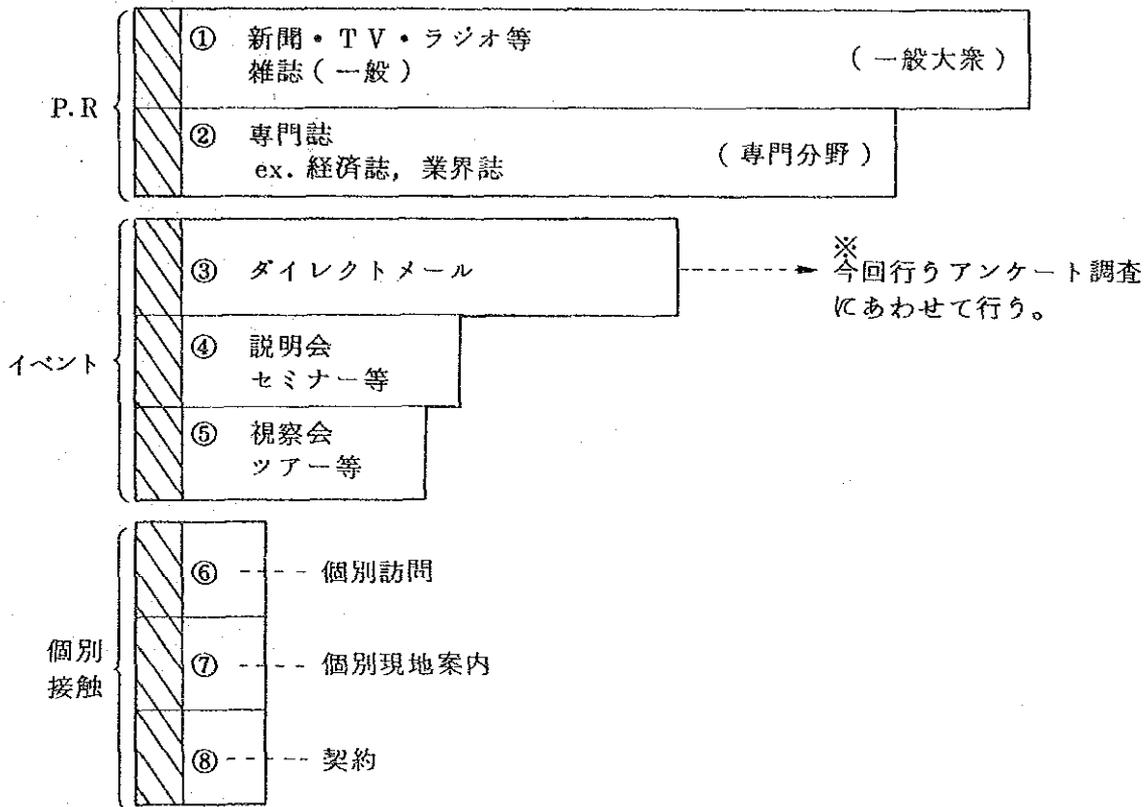
そうした立地論的観点からの誘致対象企業の発掘とともに、地縁、血縁を活用した誘致も非常に有効であり、旧くから青島に縁のある企業や山東出身の華僑の繋がりのある企業も有望な誘致対象である。

また、最終的に加工区が一つの工業コンプレックスとなることを考えると、部品メーカーと組立メーカーの一体となった進出や企業グループとしての進出も考えられる。企業グループや産業連関に注目した企業誘致ということもおおいに有望である。

現在、経済技術開発区には、広瀬ビニール（華僑の紹介といわれている）、シャープが進出しており、それらの進出の動機、経緯等についても十分研究する必要がある。

(4) 企業への働きかけ

上記1, 2は、いわば企業誘致の準備段階であり、それらを活用して具体的な企業への働きかけを行うこととなる。その内容を体系的に示すと下図のようになると考えられる。図のとおり大きくPR段階、イベント段階、個別接触段階に分けられるが、対象となる顧客・企業等の数は各段階でしぼりこまれていくこととなる。



はさまざまな誘致活動を行った中で反応があった有力企業（立地可能性企業）。これらの企業には、年3～4回程度は定期的に資料を送ったり、イベント・視察会等に招待したり、訪問等してフォローすることが必要。

この中の③ダイレクトメールは、今回の調査にあわせて行うことが適当である。今回行うダイレクトメール（合せてアンケートを行うが）は、企業誘致活動全体からみれば、企業誘致活動のごく一部にすぎず、それ以前の活動①～②、以後の活動④～⑦等、継続的に活動を行い、絞り込み、フォローを忘れてはならない。そのための企業、組織、人材の教育等も、今の時点から考えておく必要があることを、中国側に理解してもらうことも大事

である。

(5) 企業誘致体制

上述のような企業誘致活動を行うには、戦略的な営業企画、販売、情報管理等を一元的に行っていく必要があり、そのための体制を確立する必要がある。特に顧客が集積していると思われる東京での事務所設置と企業誘致担当職員の配置について検討する必要がある。また、対象企業の数の膨大さを考えると、外部の組織（コンサルタント、銀行、商社 ETC.）を活用することも考えられる。

3. 戦略的アンケート・インタビュー調査

輸出加工区への企業誘致を前提に、企業の投資意向調査をアンケートによる回答及びインタビューにより実施する。

この企業対象は、① 日本側企業、② 中国側企業、③ ①・②以外の外国企業、が考えられるが、①及び②について実施する。

③については調査が広範であり、青島地区に投資意向を表明している企業を、別途輸出加工区入居選定基準が定まった時に評価するようにすべきであろう。

(1) アンケート実施方法

① アンケート調査票の配布

郵送法により実施する。

② アンケート送付書類

パンフレット、日本側、中国側代表者名による調査協力要請挨拶状、投資意向調査用紙、返信用封筒。

③ 企業対象、調査数

青島行政区及び輸出加工区の適正業種と選定された業種を中心とした、日本企業約 10,000 社、中国企業約 500 社。

(2) アンケート調査内容

① パンフレット

輸出加工区建設の主旨、青島市一般概況、社会経済、教育文化、経済技術開発区建設概況と輸出加工区の構想を示すもの、手続き、投資優遇措置等の紹介記事と必要と思われる写真を掲載する。カラーパンフレットとする。

パンフレットは日本企業向けと、中国企業向けの 2 種類作成する。

② 調査協力要請挨拶状

日本側代表、中国側代表による今回の調査主旨と調査協力要請を書いた挨拶状。

③ 投資意向調査票

(i) 日本企業の調査内容

日本企業に対する投資意向調査票作成に当っては、既に中国に投資を行っている企業の意見も聴取し作成することが望ましい。調査項目は以下のようなものが必要である。

- 海外投資の実績及び計画の有無。(中国, 中国以外)
- 青島への投資意向の有無
- 青島輸出加工区への投資意向の有無。
- 動機, 目的。
- 投資時期。
- 投資の対象となる製品。
- 投資形態, 投資事業の進め方。
- 投資に当たっての問題点, 要望。
- その他。

企業名	社 長
住 所	(TEL)
資本金	従業員
業 種	売上に占める輸出割合
	記入担当者：所属
	” : 氏名

(ii) 中国企業の調査内容

中国側企業調査は、企業の投資意向もあるが、企業の実態を把握でき、外資側企業に対し、合併・合作事業等へのより正確な情報を提供することが重要である。従って調査内容は企業の工場立地原単位調査的な内容のものが必要と思われる。調査内容は次のようなものとなる。

- 工場の概要。
- 主要製品, 生産能力, 生産量, 生産額, 出荷先。
- 従業員, 職種別, 学歴, 性別。

- ・工場敷地面積，建屋面積。
- ・原材料の仕入状況，使用数量。
- ・エネルギー使用量，使用額。
- ・用水使用量，使用額。
- ・合併合作等の希望の有無，その形態，製品等。

企業名	代表者名
住 所	T E L
記入担当者：所属	：氏名

特に中国側企業調査票の作成に当っては，青島市の担当機関と充分協議し，作成する必要がある。

④ 調査対象企業

	日 本 企 業	中 国 企 業
業 種	青島行政区及び輸出加工区適正業種として選出された業種を中心に流通業商社を加える。	青島行政区内より輸出加工区適正業種・中国側投資奨励業種より選出。
企業数	資本金2,000万円以上，従業員50人以上の企業で上限を約10,000社程度と考えたい。	青島行政区内企業が約500社程度と思われる。調査企業数は中国側と協議の上決めてもらいたい。

日本企業の投資意向調査がアンケート調査を主体的に行うのに対し，中国側意向調査は企業の実態把握，工場立地原単位的内容となる。従って，アンケート調査も重要であるが，インタビュー形式による調査も力点を置くべきと思われる。

(3) 日本企業インタビュー

調査票作成時，中国にすでに投資している企業の意見を数社より聴取することが望ましい。アンケート調査実施後，投資意向，関心のある企業を中心にインタビューを行う。

調査をする者は，輸出加工区のPRをすることも大事であるが，投資に対する企業側の要望・問題点についても充分調査し，必要なものは本調査計画に反映させる姿勢が必要で

ある。インタビューは20社程度は実施して欲しい。

(4) 中国企業インタビュー

中国側企業インタビューは前にも述べたが、企業の投資項目、合併・合作等投資形態調査と、中国企業の実態把握のための工場立地原単位的調査がある。輸出加工区進出意向のある企業を中心に50社程度はインタビューする必要がある。このインタビュー対象企業は中国側と協議して決めて欲しい。

4. 優遇措置について

輸出加工区の優遇措置は、現在青島市が制定している規定とは別に新たに制定することになる。

優遇措置は企業が立地意志を決定するに当たり、他地域と比較対照し論議される項目である。特に中国では優遇措置とはべつにF/Sの困難性、原材料の調達不安、周辺産業の未発達等立地意志を阻害する不安定要因も多々ある。

輸出加工区に対し外国投資企業の円滑な入居と、順調な工業発展を期待するためには、阻害要因の除去に最大限の努力を払うことは当然であるが、輸出加工区が建設される黄島区は産業基盤施設、生活基盤施設整備も不十分であり、思い切った優遇措置を取ることが強く望まれる。

優遇措置の調査には同種の外国事例、成功事例、失敗事例（文献調査による）を制度的な優遇措置のみならず管理・運営・諸サービスについて収集し比較検討することや、日本企業のアンケート調査、インタビューで企業の要望、問題点等も調査し、優遇措置を作成するよう望みたい。

- (1) 他地域（中国以外の地域及び中国国内の経済特区、青島以外の経済技術開発区）の優遇措置より企業が魅力を感じる優遇措置を作ること。
- (2) 優遇措置が制度的にできないとしても、具体的な投資企業の格・質・計画の内容等によっては、地域振興効果が高いと判断される場合は、個別の措置がとれるような柔軟な対応をされるよう配慮すること。

V. 輸出加工区の運営・管理

V 輸出加工区の運営・管理

1. 運営・管理の実態

(1) 輸出加工区の運営・管理主体について

現在、青島経済技術開発区の運営・管理は青島市人民政府内の青島経済技術開発区管理委員会（以下、「管理委員会」という。）が、「山東省経済技術開発区管理条例（以下、「管理条例」という。）」に基づいて行っている。

青島市人民政府の意向としては、輸出加工区の運営・管理についても管理委員会が行いたいとしている。なお、管理委員会の青島市人民政府部内の位置付け、内部機構、人員、業務内容等の詳細については、未だ把握できていない。

(2) 土地の使用について

青島市人民政府との質疑においては、土地の使用形態は使用権の譲渡でも、賃貸の形式でも取り得るとのことであった。

「管理条例」によれば、企業が賃貸により土地を使用する際には、土地使用料及び工業用地開発料を管理委員会に納めなければならないとしている。外国投資企業が土地を使用する際の料金徴収については、関連規定に基づき土地使用料、工業用地開発料とも優遇措置をとることとしており、「青島市人民政府の「国务院の外国投資者の投資奨励に関する規定」貫徹に関する実施規定」によれば、「経済技術開発区内では用地使用料は毎年1㎡当たり10～12元、一次的に支払う用地開発費と企業が自発的に開発した土地の用地使用料は、毎年1㎡当たり1.2元を標準とする。」こととしている。また、同規定により、「1990年以前に青島市に投資、企業を興す者に対しては、1990年以前の用地使用料を8掛けにする。」こととしている。

一方、土地の使用権については、1988年2月に山東省が発表した経済技術交流政策（以下、「山東省経済技術交流政策」という。）によれば、「青島において土地の所有権と使用権を分離し、国有土地使用権の期限付き有償使用（最長50年とすること）を行えることとし、土地の使用権は譲渡または貸出可能で銀行融資の担保にすることもできるようにする。」としている。

(3) 電力、工業用水等のインフラの使用について

外国投資企業の電力、工業用水等のインフラの使用については、「管理条例」によれば、「外国企業に優先的に生産、生活に要する水、電気、輸送手段及び通信手段を提供し、現地国営企業の料金徴収基準により料金計算を行うこと」としている。しかし、現地国営企業の料金徴収基準については、その実態は未だ把握できておらず、またこれらの外国投資企業への優先的な提供とは具体的にどのようなシステムなのか不明である。

(4) 土地、インフラの使用に係る手続について

「管理条例」によれば、管理委員会が、「批准された開発区マスタープランに従って、開発区の土地を統一的に管理し、開発区の土地使用料の基準を確定する。」及び「開発区の各種インフラ及び公共施設を一手に計画・管理する。」こととしている。国家対外経済貿易部の関係者に土地、インフラの使用手続を行う場所について質問したところ、これらの手続については全て青島市内で行うことができるとの回答であった。

また、手続に要する期間については、「管理条例」では「管理委員会の各部門の土地使用、商工登記、税務登記等の手続は7日以内に完了させるものとする。」ことになっており、手続期間を短縮させようとする姿勢は伺える。しかしながら、「山東省経済技術交流政策」で、行政の窓口が多く、手続が複雑であることを反省し改善に努める旨を表明しており、裏返せばこれらの弊害が現に存在していることを示している。

2. 運営・管理に係る調査の範囲、内容

1.からある程度の運営・管理の実態は推察できるが、未だ不明の点も多くあること、また「管理条例」等の規定は比較的大雑把なものであり、これらの規定と現実とのギャップも懸念されること等から、運営・管理の体制、制度について更に詳細な実態把握を行うとともに、これらが十分適切なものかどうか慎重な検討を行う必要がある。

(1) 運営・管理体制

① 輸出加工区の運営・管理主体（現在のところ、開発区管理委員会）の組織構成、人員、各部門の業務内容等の詳細な調査を行うとともに、適切な運営・管理を行うのに十分な組織かどうかについての評価を行う必要がある。

(2) 運営・管理制度

① 土地の使用権の価格、期限、または土地を賃貸する場合の使用料金など土地の使用に係る経費及び使用に係る条件について詳細な実態把握を行うとともに、これまで土地の使用を制限したり、特に財政面で企業に過度の負担を強いた事例がなかったかどうか等について、現地企業からのヒアリング等を通じ調査を行う必要がある。

② 電力、水、ガス等のインフラの使用料金及び使用に付帯する条件。また、これらインフラの使用の優先を担保するため、「管理条例」には「外国投資企業に優先的に提供する。」とある。）具体的にどのようなシステムとなっているのかについて調査を行う必要がある。

③ 土地及び電力、水、ガス等のインフラを使用する際の青島市人民政府に対する具体的な手続き方法、青島市人民政府内部の手続き経路、及び手続きに要する期間の実態を把握する必要がある。

- ④ 外国投資企業が事業を行うに当たっての利便の増進に資するような共同施設，例えば，上記手続きの代行機関，中国内の経済情報，技術情報等を提供する情報サービスセンター等を設置する計画があるか否かを把握するとともに，これに伴う企業の負担ほどの程度かについて調査を行う必要がある。また，必要に応じ，企業誘致を行うに当たってセールスポイントとなるような立地環境をつくるという観点から，利便の増進に資するような共同施設等の設置について提言を行う必要がある。
- ⑤ 大連，天津阿など他の経済技術開発区及び諸外国の工業団地との運営・管理上の比較を行い，最低限これら他の工業団地より劣っていることのないよう，必要に応じ提言を行う必要がある。

VI. 本格調査実施上の留意点

Ⅵ 本格調査実施上の留意点

- (1) 本格調査団の団長および副団長は中国についてある程度経験を有する者でなければならない。わが国と中国とは社会体制を異にするのみならず異種異文であるから、本件調査の如く、技術調査の枠を大きくこえた調査にあたっては、中国に関する経験は不可欠である。この点については中国側からも特に希望が出されており、調査団の構成には特別の配慮を要する。
- (2) 本格調査団は、調査に関連する中国の経済情勢、経済体制および法律等について、最善の努力をつくして予備調査を行った後、訪中することが期待される。中国側は、本格調査団が基礎的知識をもたずに訪中し、「初歩的」質問をくりかえして時間を空費するのではないかと懸念を表明していた。

もつとも、この点に関しては、青島市が世界の片角にある一都市にすぎないことを中国側も理解する必要があるし、中国側も「初歩的」説明に終始するおそれなしとしない。本格調査団はむしろ中国側をリードする心構えで協議・調査に臨むべきであろう。そのためには、事前に、また調査の途中で論点を整理しておくことが肝要である。

- (3) この種の調査には、永くて忍耐強い対話が必要である。日本側と中国側とが各々別々の常識をもっているので、途中まで相互理解できたと思っても最後になって全く相互理解できていなかったことを思い知らされる場合もしばしば生ずると予想される。日本流に一人合点しないよう、本格調査団は十分用心する必要がある。忍耐強い対話の必要性について事前調査団は機会をとらえて言及しておいた(参考資料8)。

- (4) 事前調査団は青島市に対し市最良の通訳を2名用意するよう注文した。しかし、事前調査団の体験では、青島市の通訳は劣悪で、半分を省略した上訳した部分の半分が誤訳という例もあった。このような場面に合った場合、本格調査は率直に話をくりかえし、省略と誤訳をその場で指摘し、日中の相互理解を確保するべきである。そのようにしないと、中国側専門家は本格調査団員の理解力もしくは誠意に疑惑をいだく結果となりかねない。

日本側も通訳を2名以上用意する必要があるだろう。団員は、5秒以内に話を区切って通訳の負担を軽くすること、ゆっくり話すこと、主語・述語・目的語を明確にし速記すればそのまま立派な文章になるように話すこと、日本流または自己流のカタカナ外国語は一切用いないこと、やむを得ず用いるときは原語の綴りを示すこと等を守り、意志疎通のために厳しく自己注意するのみならず、団員相互に注意し合う姿勢が不可欠である。

事前調査団の経験によれば、通訳を介した日中対話は、日本人同志の対話に比し、3～4倍の時間を要す。

- (5) 文書や図面等資料を本格調査団に十分提供するよう中国に対しあらゆる機会を通じて要求しておいた(参考資料7)。

中国は従来、社会体制上の制約から、書面による資料の提供を好まず、開放体制に入った今日においても、ややもすればこの遺風がみられる。しかしこの遺風があるかぎり、外国からの投資は本格化しないであろう。本格調査団はこの遺風に屈することなく、調査を通じてこれを正す心構えをもってほしい。本格調査団は国際協力事業団が派遣するものであり、その背後には日本政府がひかえていることを自覚し、また中国側にこれを認識せしめるべきである。

なお、中国側から資料を入手し難い理由が中国側に資料作成能力が不足している場合がある。このような場合は協力して作成することになる。たとえば、開発区に所在する青島経済技術開発区管理委員会事務所には、開発区の土地利用計画図、地勢図など一帖大の図面が多数掲げてあったが縮小版はないとのことであった。本格調査団は縮小版作成用の機具を携行する必要がある。

(6) 本格調査は関連社会基盤の既存計画を見直すことになっている。事前調査団も多数既設社会基盤および計画の名を聞いたが、時間的制約もあり、各社会基盤の配置、容量・能力について質する機会がなかった。誘致される外国資本にとって、各社会基盤完成のタイム・スケジュール(バー・チャート)は極めて重要であり、さらに完成の確かさを測るためには、各社会基盤建設の所管官庁(中央および地方)、資金源および計画書の公的確認の度合等についても知る必要がある。

(7) 日本企業に対するアンケート調査を実施する際、日本企業に対して青島輸出加工区についてのPR活動を行う。青島輸出加工区建設の主旨、必要性、立地条件、投資環境などのカラーパンフレットを作成し、広く配布する。

(8) 青島経済技術開発区の投資環境は現在のところ、諸外国及び中国国内の経済特区や他の経済技術開発区に比べて決して良いとはいえない。青島輸出加工区を成功させるためには、国外と国内他地域の現状を調査、比較し、外国投資者にとって青島輸出加工区が他地域より魅力ある地域とならねばならない。

中国政府は、青島輸出加工区に対して、思い切って新しい政策(保税制度、中国人・外国人の出入国手続きの簡素化、金融の自由化、税制の優遇、進出外国企業が必要とする人材を自由に採用・解雇できること、インフラ整備のため国外の資金に頼るだけでなく中央財政からも支援など)を考慮する必要があると思われる。

VII. 参 考 资 料

关于建设青岛出口加工区 调查申请书

国 名：中华人民共和国

项 目 名：建设青岛出口加工区调查

申请机关：青岛市人民政府

实施单位：青岛市经济技术开发领导小组办公室

申请时间：一九八七年十月三日

1. 申请项目的内容

(1) 项目的目的和内容

青岛市工业基础较好，行业门类齐全，经济腹地广阔，科技力量较强，港口条件良好，交通方便，是我国五大外贸口岸之一，也是我国十四个沿海开放城市和十五个经济中心城市之一。一九八六年十月成为计划单列城市，享有相当于省一级的经济管理权限。全市有出口商品四百多种，远销世界一百二十多个国家和地区。

目前青岛市正在进行经济技术开发区建设。为了尽快创造适宜国际投资的环境，广泛吸收和利用外资，加强同日本国及世界其他国家的经济技术合作，计划在一九九〇年至一九九五年期间，把青岛经济技术开发区建设成为技术先进，具有较高的外向型经济水平和应变能力的出口加工区。特申请日本国帮助青岛市进行出口加工区调查。

项目内容：

- a. 调查青岛市地理环境、自然资源条件、社会经济状况及接受投资的组织结构；
- b. 调查选定在出口加工区有发展前途的行业、产品；中国、日本希望在出口加工区投资建厂的企业、部门的要求和计划；
- c. 必要的基础设施的调查。包括出口加工区建设计划、（利用土地计划、工业区计划、公用事业等）以及有关基础设施（港口、住宅、交通设施、公共服务设施等）的建设计划；
- d. 优惠措施的调查（包括关税制度、金融、基础设施的建设等）；
- e. 对出口加工区经营管理的调查；
- f. 调查对有出口前途的产业进行培养的方针、手段。

(2) 优惠程度及紧急程度

中国政府已确定在青岛市进行调查，以尽快建成青岛出口加工区。

(3) 希望调查的时间及期间

从一九八八年开始，用二年时间，边调查边建设。

(4) 本调查实施机构及费用负担

此项调查在中国对外经贸部、国家科委、国家计委指导下，由青岛市经济技术开发区领导小组办公室组织有关技术、管理人员配合日本调查团实施。

日本调查团费用由日方提供，中方人员费用由青岛市政府承担。

(5) 申请经过（包括以往向第三国或国际机构申请的情况和效果）

该项目在一九八七年四月曾由中国国家科委正式提出，一九八七年八月十九日至二十二日，日本政府代表团已来青做过预备调查、未向第三国或国际机构提出。

(6) 第三国（或国际机构）在类似项目中援助的实际效果

无。

(7) 与日本其他技术合作项目的关系

青岛港前湾港区第一期工程，根据日本国际协力事业团的工程实施调查，利用日本海外经济协力基金的资金，现在正在建设中。

(8) 现有的地形图、气象资料及其种类和内容

有青岛市 1:100000 地形图及有关资料。

2. 背景（本项目是否列入国家开发计划或某项国家开发计划的一部分）

青岛市的港口、铁路、公路、水、电、通讯等公用设施已分别列入国家重点建设项目。

中華人民共和国青島輸出加工区開発計画事前調査団の派遣に係る対処方針要旨

1. 調査団員及び担当業務

徳重 辰之助 (団長・総括)	国際協力事業団 鉦工業計画調査部長
佐伯 浩治 (技術協力行政)	通商産業省 北アジア課
大村 哲臣 (輸出加工区運営管理)	通商産業省 立地指導課
小林 一 (輸出加工区運営管理)	地域振興整備公団 企画調査部
平 公明 (工業製品輸出市場)	日本貿易振興会 海外調査部
酒井 拓夫 (投資環境)	(財)日中経済協会 企画業務部
十郎 正義 (業務調整)	国際協力事業団 工業調査課
南原 清子 (中国語通訳)	(財)国際協力サービスセンター

*通訳の南原氏急病のため、現地には田中久子氏を派遣した。

2. 調査日程

3月22日から3月30日まで9日間

3 / 22 : 北京着

JICA事務所及び大使館訪問, 日程等につき打ち合わせ

23 : 関係省庁表敬訪問

24 : 青島に移動

青島市人民政府関係部を表敬訪問

25 - 26 : 実施細則協議, 及び現地視察

27 : 北京に移動

28 : 関係機関への報告

29 : 実施細則署名

30 : 帰国

3. 事前調査団派遣の経緯

中国の国策である現代化を達成していくためには、外貨が必要となり、輸出の拡大による外貨獲得が、対外開放拠点である沿海開放都市の重要任務とされている。このため、経済特区及び沿海開放都市に設置された経済技術開発区では、国外先進技術の導入、中国にない工業生産の導入、すなわち外国企業の投資促進を目標として基盤整備、投資環境整備が積極的に進められている。

沿海開放都市の中で、青島市は国際都市としての歴史的伝統を有し、山東省の豊かな資源を背景に、その発展潜在力が高く評価されている都市で、1986年10月から計画単列都市となり、大幅な自主権を与えられて、外貨の導入を含む産業開発、特に輸出産業振興という新たな開発段階を迎えている。

これらの状況に対応すべく、中国政府は、客年4月の日中閣僚会議の際、青島における輸出加工区開発計画に関する調査協力を我が国に要請してきた。

これに対し、我が国は、客年8月に輸出能力基盤整備プロジェクト選定確認調査団を中国に派遣して、本件要請の背景、及び内容の確認を行なった。右、選定確認調査団との協議の結果を踏まえ、中国側は、客年12月に、当初のT/Rを改めて、再度我が国に対し調査協力を要請越した。右、要請に基づき本件事前調査を実施するものである。

4. 事前調査団派遣の目的

- (1) 中国政府からの要請内容及び意向確認
- (2) 関連資料・情報の収集
- (3) 現地踏査による輸出加工区建設予定地の現況把握
- (4) 本格調査実施方針及び実施体制にかかる協議
- (5) 実施細則の協議及び締結

5. 中国側との協議における対処方針

(1) 調査範囲

中国側より調査項目の追加要請があった場合は、ソフト関連部分の調査項目に限り、大幅な予算変更が見込まれない場合は、その決定を事前調査団に一任する。

(2) 調査期間

調査期間及びスケジュールの変更について中国側より要請された場合は、上記(1)同様、大幅な予算変更が見込まれない限において、その決定を事前調査団に一任する。

質 問 項 目 (1)

：（佐伯団員担当分）

1. 対外開放政策関連（対外経済貿易部，国家計画委員会，国家経済委員会）

(1) 趙総書記の沿海地区開発戦略からみた場合，山東半島及び青島経済技術開発区，輸出加工区の位置付けはどうか。特に，いかなるプライオリティーがおかれていくのか。

<(1)-①関連>（実施細則の調査の内容）

(2) 上記戦略では，山東半島及び遼東半島でも経済開放政策を推進していくとされているが，この方針はいつ，どのように定められたのか。また，いかなる特別措置がとられるのか。

<(1)-①関連>（ " ）

(3) 田紀雲副総理が日中貿易拡大協議会訪中団に対し，「まもなく投資環境に関する補足規定を公表するだろう」と語られたが，いつ，どのような規定が出される予定か。<(1)-①関連>（ " ）

(4) 上記(3)の他，合作企業に関する法律等，現在具体的に検討されている外国投資受入れに関連する規定等があれば，概要・今後のスケジュール等教えて頂きたい。<同旨青島市>

2. 青島経済技術開発区（青島市）

(1) 青島経済技術開発区について，前回（87年8月）のミッション以後，企業誘致，インフラ整備等の面でいかなる進捗があったか。<(2)-①関連>（ " ）

3. 輸出加工区（青島市）

(1) 輸出加工区に誘致するのは外資系企業だけか。中国内国企業の入居も考えるのか。<(2)-④関連>（ " ）

(2) 輸出加工区建設の主体，スケジュール，資金見通しについて，どう考えているのか。<(7)-①関連>（ " ）

(3) 輸出加工区運営・管理の主体，方法について，どう考えているのか。<(6)-②，③>（ " ）

(4) 輸出加工区をFree Trade Zone化する考えはあるのか。その場合，外資系企業は，「外商投資企業が製品輸出契約を履行するために輸入する材料部品に対する中華人民共和国税関の管理弁法」の手続きに則って関税免除を受けるのか。中国内国企業の場合はどうか。統一的な手続きを規定する考えはあるのか。<(3)-②関連>（ " ）

(5) 輸出加工区設立当初の外資系企業の外資調達につきどう考えているか。製品輸出指向の企業であっても，設立当初から外資バランスを維持することは難しい。そのため，外資系企業間での外資の融通も当初は困難と考えられ，また，中国国内産品の輸出による balan

ス維持も外資系企業の進出が続けば競合等により困難と考えられるところ見通しはどうか。

<(3)-②関連> (")

：(酒井団員担当分)

1. 青島市の外資導入政策について

(1) 青島市及び経済技術開発区における中期的な外資導入計画はどのようなものか？それは国の外資導入計画の中でどのような位置付けとなっているか？

(2) 青島市及びその後背地である山東省の特性を生かし、重点的にどのような輸出業種を育成していく計画があるのか？

業種選定の根拠は何か？

(3) 国家の産業振興政策に沿って青島市として振興する予定の輸入代替製品は何か？

(4) 青島市としては、どのような外資導入プロジェクトを奨励しているか？書面により発表されているか？

2. 外資導入関連法規について

青島市における外資誘致関連のすべての法規及びその関連内部規定を入手したい？名前だけでもほしい。

3. 経済技術開発区と輸出加工区の定義について

(1) 輸出加工区の定義はどのようなものか？

(2) 輸出加工区は経済技術開発区の中の一部地域を区切って設置するのか？あるいは経済技術開発区外の地域を対象に輸出加工区とするのか？

(3) 輸出加工区の優遇規定は既定の経済技術開発区に比べて外資側に対してどのようなメリットを与えることができるのか？

(4) 輸出加工区の建設について

輸出加工区建設は、国家計画の中でどのように位置付けられているか？(輸出加工区を建設するにあたって中央政府からどの程度の資金と人的資源を得ることが可能？)

4. 物資の生産と流通

最近の改革の中でどのような変化があるか？

(1) 生産資料(生産財)の生産計画及び生産の管理体制について

国家が管理する主要生産資料(生産財)生産において、指令性生産と指導性生産は、現在どのような割合で生産されているのか？

市場調節に委ねられている自主生産品目はどのようなものがあるのか？

(2) 供給及び流通について

国家統一分配物資の現行の品目リストをいただきたい。

上記リストの各品目の総生産量のうち、国家が管理する割合はどのくらいか？

5. 合併企業における原材料調達問題について

(1) 調達方法

「合資経営企業法実施条例」57条では、「……原材料購入にあたって、同等の条件の下においては、中国国内で購入するように努めなければならない。」と規定されているが、趙総書記の「沿海の加工業は、“両端を外に置き”とは生産・販売過程の両端を国際市場に置くことである。」といわれているが、方針の変更があったのか？

(2) 調達価格

主要な生産財及び消費財がどのような価格で調達できるか？

合併企業が必要とする原材料の何割位を国家統一価格で入手し得るのか？ 何割位が協議価格によるのか。何割位が自由価格によることになるのか？ 又それぞれの価格はどのようになっているのか？

6. 合併企業の人件費について

「外資奨励22条」の細則—「外商投資企業の人員採用自主権及び従業員の賃金・保険料・福利費に関する規定（'86.11.26）では労働者の人件費（①個人へ手渡される賃金，②退職養老基金，③失業保険基金，④保険・福利待遇，⑤住宅補助基金）は、一括して公会へ納入されるという形と，労働者との間で直接に労働契約を結んで雇用するという形があるときいているが，この方式についてどうい法律があるのか？

また，①～⑤の標準賃金に対する比率，及びこれを規定する関連の法規を提供されたい。

7. 土地所有権の有償譲渡について

海南島・深圳・上海などの地区では，土地所有権の有償譲渡を法令化しているが，青島の今後の方針はどうか？

8. 駐日事務所設置について

青島市への投資誘致活動を行なうために，海外（例えば日本）に青島市事務所を開設する考えがあるか？

：（平岡員担当分）

I. 対外経済貿易部関係

- (1) 貿易体制改革全体の進展状況と今後の見通しについて紹介してほしい。
- (2) 一部業種（紡織品等）の輸出入総会社が独立採算制（自負盈亏）を導入する等具体的改革を試行しているが、貿易会社は今後どのような経営形態に変化していくのか。
- (3) 業種別組合（協会）の結成が進んでいるが、組合は輸出促進にどのような役割を果たすのか。
- (4) 輸出企業の新しい外貨留保制度を紹介してほしい。また、中国国内企業の外貨交換レートは、公定レートと同じであるのか。もし、異なる場合、そのレートを紹介してほしい。
- (5) 最近の輸出戻し税（退税）等輸出優遇措置全般を紹介してほしい。
- (6) 各年ごとに輸出目標額を設定しているか。あれば今後3年間の目標額と目標額決定のメカニズムを紹介してほしい。
- (7) 省・特別市・自治区別の輸出産業育成計画はあるか。あれば山東省など沿海省の計画を紹介してほしい。
- (8) 輸出加工区内に設立された中国の企業に、合併、合作、独資以外の形態で外国企業が協力（例えば加工貿易形態）した場合、その企業にも貿易自主権は与えられるか。もし、与えられる場合、批准するのは、中央政府か地方政府か。

II. 青島市関係

- (1) 山東省及び青島市の今後の輸出重点業種は何か。
- (2) 輸出企業育成のための省、市の協調体制はどうか。
- (3) 省、市独自の今後の輸出振興政策と輸出目標を紹介してほしい。
- (4) 山東省特産物（省が供給する原材料も含む）で輸出管理品目に含まれているものは何か。

：（小林団員担当分）

下記の資料について、出来るだけ詳細なものを入手したい。特に、図面については、現地の現況と将来が分かるようなものが欲しい。必要ならオリジナルのコピーを作成して頂きたい。

1. 青島市第七次五か年計画（文書、図面）
2. 黄島地区開発計画（文書、図面、前湾地区新港開発を含む）
3. 青島経済技術開発区計画（文書、図面）
4. 青島輸出加工基地建設構想（文書、図面）
5. 青島市の現況図（5万分の1程度 … 地形、土地利用、道路、鉄道、主要施設等の分かるもの）、都市計画図

6. 黄島地区の現況図（2千分の1程度 … 地形，土地利用，道路，主要施設等の詳細が分かるもの），計画図
7. 黄島地区の地質図
8. 主要インフラ施設に係わる計画書及び図面（道路，鉄道，港湾，空港，通信，上下水道，電力）
9. 青島市工業統計書
10. 青島市主要工場，企業リスト（生産高，従業員数）及び位置図，合併希望見込み企業リスト
 - 1.1. 山東省工業統計書
 - 1.2. 山東省主要資源，工場分布図
 - 1.3. 青島大学概要（教職員数，学生数，研究項目，研究施設 etc. ）
 - 1.4. 中国科学院海洋研究所，海洋学院の概要
 - 1.5. 中等教育機関（中学，高校）の数，卒業生数及び労働力としての供給可能性

：（大村団員担当分）

1. 青島経済技術開発区の管理委員会の組織構成（組織図）及び各部局の役割分担はどうなっているか。

また，青島輸出加工区の運営・管理は上記運営管理委員会のどの部局がいかなる体制で行うことを考えているのか。〔青島市，(6)③関連〕（実施細則の調査の内容）

2. 青島輸出加工区において企業が立地するに際しては，土地は企業に売却（譲渡）されるのか，それとも賃貸を考えているのか。

土地の売却，賃貸のそれぞれの場合について，企業が行うべき申請，登録等の手続は具体的にどのようなものか。（手続の場所，種類，及び手続に必要な期間その他）

また，工場の建物等は賃貸を考えているのか，それとも企業が自ら建設することを考えているのか。

「賃貸」，「自ら建設」のそれぞれの場合について，企業が行うべき申請，登録等の手続は具体的にどのようなものか。（手続の場所，種類，手続に必要な期間その他）〔青島市，(6)①，②関連〕（実施細則の調査の内容）

3. 青島輸出加工区に立地する企業が，電力，工業用水，上下水道，港湾，道路等を利用する際は，それぞれ具体的にどのような手続が必要となるのか。（手続の場所，種類，手続に必要な期間その他）〔青島市，(6)①，②関連〕（実施細則の調査の内容）

4. 青島輸出加工区における企業の事業、操業について、上記2.3.以外の重要な手続があれば、その具体的な内容はどのようなものか。〔青島市、(6)①、②関連〕（実施細則の調査の内容）

5. 青島輸出加工区内の企業には、その区域の外に立地する企業よりも上記2.3.4.の手続、施設の利用等の面でどのような優遇措置を与えることを考えているのか。〔青島市、(6)①、②関連〕（実施細則の調査の内容）

6. 青島輸出加工区において、流通施設等共同で利用する施設としては、どのようなものを整備することを予定しているのか。

上記のそれぞれの共同利用施設の運営・管理について、青島輸出加工区の運営・管理主体と個別企業との経済的、制度的役割分担はどのようになるのか。〔青島市、(6)①、②関連（実施細則の調査の内容）

また、他の工業団地では、事例的にどのような役割分担となっているのか。

〔中央政府〕

7. 労働者に対する管理制度（公的その他のもの。例えば登録制度等）は存在するのか。存在するのであれば、その具体的な内容はどのようなものか。〔中央政府、(6)①、②関連〕（実施細則の調査の内容）

質 問 項 目 (2)

A. 全体について

- 資 1. 青島市第7次5ヶ年計画の文書と図面 → 小林-1
- 資 2. 青島市の現況図(可能であれば5万分の1程度, 地形, 土地利用, 道路, 鉄道, 主要施設がどのように配置されているか), 都市計画図 → 小林-5
- 資 3. 青島市工業統計書(できるだけ詳しいもの) → 小林-9
- 資 4. 青島市の主要工場及び企業のリスト(製品, 生産高, 従業員数)及び位置図, 合併希望見込企業のリスト → 小林-10
- 資 5. 山東省の工業統計書
- 資 6. 山東省の主要資源及び産出位置, それを加工する工場分布図 → 小林-12
- 資 7. 青島にある大学の概要(教職員数, 学生数, 研究項目, 研究施設等) → 小林-13
- 資 8. 中国科学院海洋研究所, 海洋学院の概要 → 小林-14
- 資 9. 青島市の中等教育機関(中学, 高校)の数, 卒業生数, 労働力としての供給可能性 → 小林-15
- 資 10. 山東省と青島市の農水産物の生産統計書 → 団長
- 資 11. 青島市の長期工業発展計画書 → 団長

B. 調査の内容(1)に関連して

- 資 12. 山東省, 青島市独自の今後の輸出振興政策と輸出目標 → 平-II.(3)

C. 調査の内容(2)に関連して

- 資 13. 黄島地区開発計画(文書, 図面) → 小林-2
- 資 14. 青島経済技術開発区計画(文書, 図面) → 小林-3
- 資 15. 黄島地区の現況図(24分の1程度, 地形, 土地利用, 道路, 主要施設等の詳細が分かるもの) → 小林-6
- 資 16. 黄島地区の地質図 → 小林-7
- 資 17. 黄島地区の主要インフラ施設の計画書及び図面(道路, 鉄道, 港湾, 空港, 通信, 上下水道, 電力) → 小林-8
- 資 18. 青島経済技術開発区の投資契約済企業のリスト(企業名, 製品, 生産額) → 団長
- 資 19. 青島輸出加工区建設の主体, スケジュール, 資金見通し → 佐伯-3(2)

問 1. 青島輸出加工区にどのような特色をもたせることを考えているのか

→ 団長

問 2. 青島輸出加工区には三資企業だけ入居させるのか

→ 佐伯-3(1)

D. 調査の内容(3)に関連して

資 2 0. 青島市及び経済技術開発区における外資導入計画書(作成しているならば)

→ 酒井-1(1)

問 3. 青島市はどのような外資導入プロジェクトを奨励するか(具体的業種は文書で発表されているか)

→ 酒井-1(4)

資 2 1. 青島市の外資関連法規及び関連内部規定

→ 酒井-2

問 4. 海外に(例えば, 日本に)投資誘致活動を行う青島市の事務所を開設する考えがあるか

→ 酒井-8

問 5. 青島市の北京事務所はあるのか, あるならばその活動内容

→ 団長

問 6. 青島輸出加工区に入居する企業に対しては, 既定の経済技術開発区の企業よりもどのような有利な条件を与えるのか

→ 酒井-3(3)

E. 調査の内容(4)に関連して

問 7. 輸出加工区に誘致された企業が利用できる主要な中国産の原材料は何か

→ 団長

問 8. 山東省の特産物で輸出管理品目に含まれているものは何か

→ 平-II(4)

資 2 2. 国家統一分配物資の品目リスト

→ 酒井-4(2)

問 9. 青島市で生産される原材料の価格は, どのように決めるのか。(国営企業用と同じか)

→ 酒井-5(2)

問 1 0. 三資企業の労働者は青島市労働服务公司によって配分されるのか。

三資企業が直接雇用できないか

→ 団長

問 1 1. 三資企業は人件費をどこへ支払うか

→ 酒井-6

問 1 2. 平均賃金(三資企業)はどのようにして決定するのか, その水準はどの程度か。

また, 国営企業の賃金体系はどのようなものか

→ 団長

問 1 3. 三資企業の中国側, 外資側の 事の給与水準はどのようにして決定するのか

→ 団長

F. 調査の内容(5)に関連して

問 1 4. 青島市は重点的輸出業種として何を選定しているか。その選定根拠はどのようなもの

か → 酒井-1, (2), 平-II(1)

問15. 青島市が育成しようとしている輸入代替製品は何か → 酒井-1(3)

問16. 原材料のほとんど全部を輸入し、その原料を加工して輸出する三資企業も誘致するの
か。 → 団長

G. 調査の内容(6)に関連して

資23. 青島経済技術開発区管理委員会の組織図, 人員数, 人名, 及び各部局の活動内容
→ 大村-1

問17. 青島輸出加工区の運営, 管理は, 経済技術開発区管理委員会のどの部局がどのような
体制で行うことになるのか。(組織図, 人員数, 人名, 活動内容)

→ 大村-1

問18. 青島輸出加工区の土地は企業に売却するのか, 賃貸か, 建物についてはどうか

→ 大村-2

H. 調査の内容(7)に関連して

資24. 青島輸出加工区の土地利用計画(作成されたものがあれば) → 小林-4